

開発協力適正会議

第60回会議録

令和3年12月21日（火）
（ハイブリッド開催（対面・WEB））

《議題》

1 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) カンボジア「プノンペン都洪水防御・排水改善事業」（有償）
- (2) コンゴ民主共和国「マタディ橋道路整備計画」（無償）
- (3) マダガスカル「アロチャ・マングル県河川流域保全・灌漑整備事業」（有償）

2 その他

- (1) 「人材育成奨学計画（JDS）」（無償）
- (2) JICAが管理する無償資金協力支払前資金にかかる改善策

3 事務局からの連絡

別添 委員からのコメント一覧

午後 3 時 0 0 分開会

- 弓削座長 年内最後となります第 60 回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。

今回の適正会議は、前回同様オンライン参加と会場での参加を併用したハイブリッド形式で行います。途中で通信状況による音割れや音声の途切れなどがあれば、随時御指摘願います。

今回は所用により御欠席の竹原委員を除く、全ての委員に会場で御参加いただいています。また、一般の方にもオンラインで議論を傍聴いただけるようアレンジしています。

1 プロジェクト型の新規採択調査案件

- 弓削座長 それでは、プロジェクト型の新規採択案件について議論を始めたいと思います。

本日は、事務局から提示された新規採択案件であるカンボジア、コンゴ民主共和国、マダガスカルの 3 件を扱います。

まず、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答を行い、その後、議論を行います。

(1) カンボジア「プノンペン都洪水防御・排水改善事業」（有償）

- 弓削座長 最初の案件は、カンボジア、プノンペン都洪水防御・排水改善事業です。外交的意義の説明に関しては案件概要書に記載されておりますが、強調すべき点や追加の説明などがあれば、説明者から発言をお願いします。その後、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

- 説明者 外務省国別開発協力第一課の竹端と申します。よろしく申し上げます。カンボジア、プノンペン都洪水防御・排水改善計画でございますが、本件の外交的意義につきましては案件概要書に記載してあります点に加えまして、委員の先生方からも追加で御質問いただいておりますので、その中で逐次御説明をさせていただければと思います。早速回答に移らせていただきます。

まず、竹原委員からの御質問につきまして回答をさせていただきたいと思っております。こちらについては J I C A から回答いたします。

○ 説明者 JICA 東南アジア大洋州部の宮城と申します。よろしくお願いいたします。

竹原委員からの最初の御質問でございますが、排水施設整備の維持管理に関するこれまでの類似案件の地域住民への啓発活動の効果、また、啓発活動以外に今回何か具体的な方策を考えているかという御質問をいただいております。

こちらにつきましては道傳委員、それから、西田委員からも同様の趣旨のコメントをいただいております。この点につきましては、現在実施中の第4次無償資金協力、のソフトコンポーネントにおきまして、プノンペン都の活動を支援する形で、特にゴミが多く発生する市場等においてゴミ箱の設置、市場関係者を巻き込んだ啓発活動、パンフレット・ポスター等を用いた排水現状の説明等を実施いたしております。

結果としまして、これまでのところは排水施設への廃棄物投棄は減少し、整備した施設の運用等での問題は確認されておりません。また、今後もプノンペン都が独自に活動を継続していく方針を確認しております。

また、不法投棄のパトロール強化等を通じた罰金制度運用強化に関するプノンペン都の取組を支援していきたいと考えております。併せて、このようなゴミの排出を抑える活動に加えまして、投棄されるゴミの撤去を含めた排水施設の維持管理体制の強化も必要です。協力準備調査の中では清掃等を含む維持管理体制の構築及び必要な財源確保について、プノンペン都及び関係機関と具体的な検討をしていきたいと考えております。

続きまして、田辺委員の最初の御質問でございます。想定される非自発的住民移転の規模や大きな発生理由についてでございますが、こちら松本委員、それから、宮本委員からも同様の趣旨のコメントをいただいております。排水路調整池及び排水ポンプ場の新設増設におきまして用地取得が必要となりますため、非自発的住民移転が想定されており、2016年に策定したマスタープラン時点では、本調査の対象地域全体で200世帯前後が見込まれております。協力準備調査では、移転が発生する住民の数が最小限に抑えられるよう排水路のルート及び調整池や排水ポンプ所の新設の位置、対象用地の面積を検討してまいります。

また、排水路につきましては、可能な限り住民の意見を一時的なものに留め、工事終了後には再度復帰できるような協力内容とするよう検討するほか、一時的な移転の期間が長くなならないよう工程管理の徹底を図るなどJICAガイドラインに則って、住民との合意形成を十分図った上で事業を実施してまいります。

2点目の御指摘につきましては、社会モニタリングレポートの公開について、協力準備調査の初期段階から相手国政府への強い働きかけをということで御指摘をいただいておりますが、この点につきましては御指摘を踏まえまして、調査の初期段階からプノンペン都及び関係省庁への働きかけを行ってまいります。

続く道傳委員からの御質問については、外務省からお答えいただきます。

- 説明者 道傳委員からはカンボジアの開発協力におきまして、今日では中国の存在感も増している。そうした中で、カンボジア当局からは開発協力の分野における日本の強み、役割への期待、どのような声があるかという御質問をいただいております。また、西田委員からも中国の莫大な海外援助の投資を受けて、政策は大きく中国に影響されているということが懸念されている。その中で、カンボジアの債務の状況及び近年の開発政策の方向性について御質問をいただいております。

まず、開発政策の方向性につきまして、カンボジア政府は4つの戦略目標を掲げ、取り組んでいると承知しております。

1つ目は、経済成長率年7%程度の実質的かつ堅調な経済成長。

次に、更なる雇用創出。

次に、貧困率10%以下の達成。

最後に、公的機関の能力・ガバナンスの強化。

この4点でございます。

債務の状況につきましては、慎重な財政運営を行っていることと承知しております。本年6月の世銀のレポートによれば、公的対外債務残高は2020年末でGDP（名目）比34.6%、コロナ禍において上昇傾向ではありますが、抑制的な水準に留まっております。

また、世銀、IMFによる債務持続性の分析においても、債務持続性リスクはローリスクと評価されております。

そうした中で、公的対外債務残高の40%以上が中国からの借り入れによるものであり、さらに中国企業による空港や高速道路の建設が進むなど、カンボジアにおける中国のプレゼンスが高まっているのは御指摘のとおりでございます。そうした中、我が国としまして、これまでカンボジアに対しまして上水道や道路、港湾といった交通・物流インフラの整備に加え、医療、人材育成、ガバナンスといった幅広い分野で多くの支援を実施してまいりました。

こうした我が国の支援に対しまして、次の3点を御紹介したいと思いますけれども、カンボジアの政府高官から声が届いております。

一つは「質の高いインフラ」、この整備のための日本の技術に対する信頼が高いものがある。それから、インフラ整備の技術者が不足している。そうした中での育成への期待の声が高いということでございます。

2つ目は人材育成の分野におきまして、留学や教員養成大学の整備といった協力です。さらにはガバナンスへの協力に対する高い評価の声があります。

3つ目としまして地雷除去活動におきまして、日本が行う支援としまして、地雷除去活動後の開発にも取り組んでいることに対しまして、高い評価が示されております。

このように、日本の人材育成等のソフト面も含めた支援は、カンボジア側から高い

評価を得ていると感じております。

続きまして、道傳委員からカンボジアで野党が解党される中で行われた2018年の選挙では、EUやアメリカは支援を中止した事例もある。人権問題や汚職につきまして、このような対処について、日本政府はカンボジア政府に対して申し入れはどのように行われているのかという御質問をいただいております。

カンボジアが民主的に安定して発展することは非常に重要でございます。我が国としても2017年11月に最大野党が解党されるなど、カンボジアの民主主義や人権をめぐる動向への懸念は共有しております。2018年7月の選挙では無効票が多く発生するなど残念な結果であったと考えております。日本政府としては2018年の選挙以降も首脳会談、外相会談、さらには現地大使とハイレベルな先方政府関係者の面会等の機会を捉え、カンボジアの民主的発展が重要であるという我が国の考えを伝達するとともに状況の改善を促してまいりました。

また、我が国はこれまでカンボジアとの間で人権対話を計11回開催してきておりまして、その中で、自由で公正な選挙に向けた環境、市民社会の活動の在り方についても提起してきております。

さらに本年10月11日にジュネーブで開催されました第48回国連人権理事会におきまして、我が国が提案国として提出したカンボジア人権状況決議がコンセンサス（無投票）で採択されました。この決議は、カンボジアの人権状況に対する懸念の声を踏まえ、カンボジア政府による人権状況改善のための取組を促す内容になっております。

こうした申し入れに加えまして、具体的な協力としまして、2018年の選挙以降、我が国はカンボジアの与野党の若手政治関係者を4度にわたって招へいし、日本の民主プロセスを学んでもらいました。また、カンボジアの若手行政官に対して日本の大学院においてガバナンスや法制度を学ぶ機会を提供しております。

さらには国連開発計画（UNDP）と連携をして、政府市民間の対話を促進するための環境整備や研修を行っております。

こうした取組を通じ、今後もカンボジアの民主プロセスを後押ししていく所存であります。

続きまして、西田委員から、日カンボジアの戦略的パートナーシップにつきまして、東南アジア地域、国際場裡の課題でどのような連携が図られているのかという御質問をいただいております。

日本とカンボジア、良好な二国間関係を背景に、国際場裡においても協力関係にありまして、カンボジアは我が国が重要視する施策について支持を表明しております。例えば拉致問題を含む北朝鮮問題につきまして、カンボジアは一貫して日本の立場を支持しております。また、我が国が提唱する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」でございますが、カンボジアはASEAN諸国の中で最初にこの構想に対する

支持を表明いたしました。

最近では、11月18日に外相の電話会談、12月1日に首脳テレビ会談を開催しまして、ミャンマー情勢を含む地域情勢についての率直な意見を交わし、カンボジアが来年ASEAN議長国を務めることを念頭に一層緊密に連携していくということを確認いたしました。

続きまして、松本委員から、この計画を実施する外交的意義の1段落目の記述が、近年と書いてありますけれども、2013年12月のものであるとのことで、国際場裡での協力という表現もやや古い文脈で書かれている印象がある。最大野党の解党や市民団体への圧力など、日本政府の価値・考え方とは異なる側面が強く見られているという中で、本事業を実施することに、どのような外交的意義があるのかという御質問をいただいております。

御指摘のとおり、カンボジアでは最大野党の解党、市民団体への圧力など民主主義と逆行する動きが見られるのは事実でございます。一方で、メコン地域の中心に位置するカンボジアの発展は、この地域の安定と繁栄に不可欠であるほか、先ほど申し上げましたFOIPなどの重要施策の推進において、カンボジアとの協力関係を発展させることの重要性は一層高まっております。

我が国は、これまで多くの分野でカンボジアへの支援を行ってきましたが、これはカンボジアとの協力関係を維持発展させるのみならず、民主主義や人権をめぐる状況の改善に向け、対話を通じた働きかけを行うための基盤造りにもつながっていると考えます。このような観点から、本事業のように都市部の洪水被害といったカンボジアが今なお直面する問題を解決するための支援を実施するということは、カンボジアとの信頼関係の構築の観点からも外交的な意義があると考えております。

一方で、カンボジアにおける民主主義や人権をめぐる状況については、我が国としても懸念を抱いております。先ほど述べたような働きかけや支援を通じて、カンボジアの民主プロセスを後押ししていく所存であります。

- 説明者 続きまして、松本委員の2点目の御質問としまして、本事業の対象地域として、なぜ居住地域ではなく経済拠点であるプノンペン南西部の排水の優先度が高いのかという御質問をいただいております。また、宮本委員からも2016年のマスタープランにおける本事業の位置づけについて同様のコメントをいただいております。

2016年のマスタープランでは、住民の浸水損害や事業者の生産損失等から算出しました経済性評価により優先度を設定しております。優先度の高い排水区はいずれも市街化が進み居住地域も多く含んでいる地域です。プノンペン都南西部で国道が通る地域の中には、農地の面積が大きいことから相対的に優先度が低く評価されている排水もございますが、全体で見ますとマスタープランで4段階評価のうち上から2番目である「優先度2」と評価されてきた地区が3か所ございまして、経済性の評価が

高い地域となっております。

また、国際空港、主要物流ルートである国道3号線、4号線、それから、経済特別区等の経済インフラが多く立地し、カンボジアの経済のみならず市民生活への影響が大きく、南西部全体を関連する区域として協力準備調査の対象としております。

続きまして、宮本委員の2点目の御質問ですが、これまでの無償資金協力の効果、課題等について御質問をいただいております。

これにつきましては、これまでプノンペン都中心地において排水施設維持管理機材の整備、トンレサップ川の護岸改修等を実施しております。2018年に実施した第2次及び第3次の無償資金協力の事業評価では、浸水深が最大100センチから最大20センチ、浸水継続時間が最大7時間から最大2時間と低減されており、雨水の排水機能の改善と浸水被害の軽減により、渋滞の緩和で運輸交通や市民生活の停滞防止が図られ、汚水の逆流の抑制や住環境の改善により、市民の衛生環境が改善したとの結果が得られました。第4次の無償については現在も実施中でございます。

今後の課題としましては、先ほど申しましたような排水施設への廃棄物投棄の削減及びそれに対処するための維持管理体制の構築がございます。加えて、都市化による排水機能の低下や気候変動の影響により短時間強雨による内水氾濫が広域化・長期化する傾向にあるため、中心地周辺からプノンペン都郊外における広範囲で基礎的な雨水排水施設の不足が課題となっております。

続きまして、宮本委員の御質問の3点目になりますが、排水ポンプ場の動力、それから、浸水、洪水時の動力源の確保について御質問をいただいております。

こちらにつきましては、通常は公共電源を使用して排水を行うこととしております。仮に公共電源の使用が停止した場合においてもジェネレーターの自家発電に切り換えを行う体制で運用を行っております。

続きまして、弓削座長から期待される開発効果につきましては、「浸水継続時間の短縮（最長2時間）」の根拠及びこの2時間という浸水の短縮によって浸水問題は解決されるのかという御質問をいただいております。

案件概要書に記載いたしました「浸水継続時間の短縮（最長2時間）」につきましては、浸水継続時間を最長2時間とする趣旨でございます。短縮時間が2時間ということではございません。

2016年に策定されたマスタープランでは、ポンプ場、貯水池、排水路等の基幹施設は5年確率の雨量、また、末端の施設につきましては2年確率雨量を基に施設を設計しており、本計画は同設計を念頭に検討予定でございます。

第2次から第4次の無償資金協力では、浸水規模による被害の程度に関しまして、社会状況調査での住民へのヒアリングにより確認しており、その結果を踏まえて事業効果が「浸水深：最大20センチ」、「浸水継続時間：最長2時間」と設定されたことから、本計画でも雨水排水施設の設計は浸水継続時間を最長2時間とすることを目

標値とすることを考えております。

2020年の大雨で国道4号線の沿線が1週間から20日間程度にわたって浸水が継続したことにつきましては、雨水による影響以外に都市化の進展による農地の減少、道路の舗装等により浸透面積が減少したこと等、ほかの要因も考えられるため、協力準備調査で詳細を確認したいと考えております。

なお、第4次無償の社会状況調査では、事業が終了した対象地域の住民は、事業実施後に約9割の住民の浸水継続時間が2-3時間以下となり、約8割の住民が事業実施によって改善されたとの回答があり、事業実施前の地域住民は毎年浸水被害を経験している住民のうち約6割から浸水継続時間が2時間以上との回答があったことから、プノンペン都の市民生活においては浸水継続時間が2時間を超える状況で被害が顕在化すると考え、指標を設定いたしました。

続く質問としまして、マスタープランが2016年に策定されてから5年経過し、その後、都市開発は急速に進み、気候変動の影響による短時間強雨が増えていることを踏まえて、マスタープラン策定時点と現在、将来のニーズで異なる点、また、それを的確に捉えることができれば、マスタープランでの優先度はどのように影響されるかという御質問をいただいております。

2016年に策定したマスタープランにつきましては、2035年土地利用計画に基づき策定しており、案件概要書の別添資料の地図でお示しました排水区6と8や国道沿線等の一部地域はより速いスピードで都市化が進行している模様ですが、経済効果を念頭に設定した優先度は概ね一致していると想定されます。

また、都内の湿地地帯、湖沼、緑地帯等の埋め立てによる洪水調整機能の低下など、都市化による影響についても留意して進めたいと考えております。

また、2020年の大雨では、プノンペン国際空港周辺や国道4号線沿線等広範囲にわたって、最大20日間にわたって浸水したことから、気候変動の影響により降雨強度が増す可能性等も踏まえて、計画的に施設整備を行う必要性についても協力準備調査で先方政府関係者と検討する予定でございます。

御質問への回答は以上になります。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 ありがとうございました。

このプロジェクトの協力準備調査を行うかどうかということについて、特に異議あるわけではないのですけれども、この会合の中で何度か議論されていますように、や

はり日本の外交ツールとしてODAというのは予算上も大きい分、やはりその中に色々なことを含まざるを得ないという議論はされてきたかと思います。

その点からこのプロジェクトを見たときに、田辺委員とか私も挙げていますが、住民移転、200世帯ぐらいあると、恐らくこれについてはJICAのほうで今後協力準備調査の中で対応されていくと思います。過去の2000年頃にあった国道1号線であるとか、あるいはアジア開発銀行（ADB）が融資した鉄道であるとか、そういうようなものを通じて、様々なこういう立ち退き問題に対応されてきたと思いますし、近年日本のODAでやられている道路案件における立ち退きというのは、正直に言って、以前に比べればずっと適切な対応がなされてきていると思っています。

その上で、やはりこういう状況になって「質の高いインフラ」というようなことも出ている中で、日本の援助プロジェクトそのものが環境社会配慮をしっかりとやるのもありですけれども、やはり日本のODAが関わっていない事業にもそういうものを行ったほうが長い意味ではいいのだなとカンボジア政府にどう理解していただくのかというのが、私が見るところ、次なるステップかなと考えているわけです。

もちろん押しつけになるということに対して日本政府の中に危惧はあるかと思いますが、こうした一つ一つの事業の環境社会配慮、特に住民移転の対応をこれまで丁寧にやってきた経験をどのようにインターナライズするか。カンボジアの中で、たとえばそれが中国の融資であれ、カンボジア自身の投資であれ、そういうことができるようになっていく道筋というのは、このプロジェクトと一緒にやっていく中で、どのようにつくり上げられるのか。外務省でそういう点にもし御意見があれば、あるいは実際にこういうことを大使館としてやっているということがあれば伺いたい。

若干大きな話ではありますが、心の奥底では、こういう話には事務局も色々御意見があるのではないかと、そういう誘い水でもあるのですが、御意見を伺えればと思います。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、今のコメントに対しての御意見を、山崎課長、どうぞ。

○ 山崎課長 国協総長の山崎文夫です。

御指摘の環境社会配慮のみならずだと思いますけれども、「質の高いインフラ」、これを途上国に広げていく文脈で私どもがやっているのは、やはりプロジェクトを実際実施して、技術移転を現地の人にしていく。その過程でプロジェクトライフサイクルの中で、相手国政府の人やその事業に関わってきた人たちが日本のノウハウを学んでいくプロセスかと思っています。

松本委員の御指摘の環境社会配慮ガイドライン、これもJICAのガイドラインはもちろんありますけれども、そのスタンダードになっているもの、世銀のものとか、

A D Bものとかも下敷きにしているガイドラインがあって、それをそれぞれ少しずつ工夫して運用しているわけですが、それぞれのガイドラインを守っているプロジェクトが、現場で現地の住民の人たちに対しても、また、その持続可能な観点から現地の市民社会に対する利益を提供するという意味でも、あったらいいなど、被援助国側の人たちが実感していくプロセスなのだと思うのです。

なので、ここはちょっと抽象的な答えになってしまいますが、それを積み上げていくことかなと思いました。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

宮本委員、どうぞ。

○ 宮本委員 宮本です。

松本委員の住民移転の次なるステップの観点から、日本も東京都は平たんな土地ですし、荒川等の大氾濫も考えられるということで、私も新聞報道ぐらいの知識しかないのですけれども、洪水時に想定される浸水の高さを建物の基準として設計する仮想地盤という考え方があると聞いております。例えば住民の方が移転せざるを得ない、そうすると、将来の浸水の被害を想定して、より高い建物を建てていくという考えです。日本は大体ほぼ50年平均で家を建てかえていくということがあるやに聞いていますが、カンボジアで建物が何年で建てかわるのか把握していないのですが、こういった排水機能の改善に加えて、建物の側等の切り口で色々提案していくと、日本独自のより総合的・統合的な「質の高いインフラ」の案件に将来はつながっていくのではないかなと考えた次第です。

すごい長期の漠としたコメントで恐縮ですけれども、以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

植野局長、どうぞ。

○ 植野局長 松本先生が私の発言を期待されているようなので、一言申し上げると、これは多分答えはない。1つではないです。先ほどおっしゃったように過去にやったODAの案件で住民移転の問題でJICAも日本政府も、それから、被援助国の実施機関も非常に苦労して、住民の方々と話し合いをして、あるいは場合によっては訴訟になってという経験を踏まえて、あらかじめそういうことがなるべく起きないようにするにはどこに目配りをしたらいいかということで、環境社会配慮ガイドラインというものをつくり、それを随時見直して適用しているわけですが、このガイドラインを守りさえすれば、住民移転の問題が起こらないかということ、もちろんそうでもない。

日本政府、JICAとして、案件を実施するときにここまで配慮して事業をやっていくのだよということ为先ほど山崎課長が言ったみたいに、相手国の実施機関の人たちと一緒にやっていくことによって、相手国の実施機関の人たちにそれを見てもらう。上から目線でこうやってやれと言うのではなくて、一緒に現地の住民の人たちと向き合うことによって、相手国の人たちにも問題意識を持ってもらうということもあると思います。

それだって、例えば同じカンボジアだって場所によって多分住民の方々の意識は違うと思うし、日本でもそうですけれども、こういうものを作ってほしいという地元の住民の方もいれば、これを作ることによって自分の家を移転しなくてはいけないから反対だという人もいて、100人がいたら100人を完全に満足させるやり方は多分日本でもないし、ODAのプロジェクトでもないから、そういう意味で正解はないと思うのです。

ですから、環境社会配慮ガイドラインというのは、そういう摩擦をできるだけ予め少なくするには、どこに目配りをしたらいいかという一つのまさにガイドライン・指針であって、そこから先の実際の進め方というのは、もう現場で、極端な話、住民の方一人一人と話し合っていくしかないのだろうと思います。

今回、この御質問の答えをつくるに当たって、先ほどJICAの方から御説明をしましたけれども、例えば排水管を作るルート、どこに作るのか、もしかしたら直線で作ったら効率的かもしれないけれども、直線で作ってしまうと移転をお願いせざるを得ない住民がたくさん出るということであれば、多少排水の効率が落ちてでも住民移転をなるべく少なくするルートを取ったほうが、結果として早く事業が完成するかもしれないとか、そういうのを現場で一つ一つ確かめて、大使館、JICAと相手国政府、それから、綺麗事に聞こえるかもしれませんが、住民と話し合っただけで答えを見つけていく。

でも最後は、やはりこういうプロジェクトを実施することが地域の人のためにもなるのだという信念があるからこそやっているわけですけれども、その信念の下で、申し訳ないけれども、あなたの家は移転してくれませんかということを我々もお願いするし、先程も言ったとおり、それを地域の住民の大多数が望んでおられるのであれば、他の住民の方から、あくまでも反対している人に説得してもらうとか、そういうことなのではないですか。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見・御質問は。

○ 説明者 今、宮本委員からいただいた建物の切り口からという点ですが、協力準備調査の中でも御指摘いただいた点を留意しながら進めたいと思いますし、それに加えま

して、カンボジア向けの技術協力としまして、建築基準の策定に関する協力を今後新たに開始する予定でございまして、そういった様々な取組の中で、いただいた御指摘を踏まえてどういったことができるのかということを検討してまいりたいと思います。御指摘ありがとうございました。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。
松本委員、どうぞ。

- 松本委員 おっしゃったことは、本当にそのとおりだと思うので、あとは具体的に、この援助プログラムの中で様々なことをやられているのは本当にそう思いますので、その後の波及効果というか、そこを考える段階なのではないかというのは私の認識です。

田辺委員から出ている社会面でのモニタリングレポート、非常に外交的な問題も複数出ているので、これはJICAレベルではなかなか求めるのは難しいと思うのです。こういうものの意義は大使館のほうでも分かっていたいて、こういうものが分かっていることによって憶測によって批判されず、しっかりと現状に基づいた対応を考えられるとか、あるいは市民団体の弾圧みたいな話もありますけれども、恐らく外務省からすれば、日本のNGOとかはすぐうさくて面倒臭いから気分的には押さえつけないなと思ってしまうのではないかなと思うようなところもあるかもしれないけれども、それも聞く耳を持ちながらできることをやってきたことによって、「質の高いインフラ」の中にそういう要素が入ってくるようになったので、ぜひ日本のODAだけにとどまらず波及効果をもたらしてほしい。やはり外務省のODAというツールが結構大きいので、その中で民主主義であるとか、こうした共通の価値観を共有してほしいです。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

ほかにコメントはありますか。

大変貴重な意見を色々いただきました。住民移転、それから、環境社会配慮については非常に重要な課題なので、協力準備調査でしっかりと調査していただくことをお願いいたします。また、今の議論は日本のODAよりももっと広い範囲に及びましたけれども、そのようなことも念頭に置きながら私たちも考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

(2) コンゴ民主共和国「マタディ橋道路整備計画」(無償)

○ 弓削座長 次はコンゴ民主共和国、マタディ橋道路整備計画です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者 それでは、コンゴ民主共和国のマタディ橋道路整備計画について説明させていただきます。初めに、外交的意義について簡単に外務省のほうから説明させていただきます。いつもお世話になっております、外務省国別開発協力第三課の西野です。よろしくお願いいたします。

コンゴ民主共和国ですけれども、アフリカの中部、南部、東部にまたがる地政学的な重要性がありまして、豊富な鉱物資源、それから、農業生産の潜在性がある一方で、長年の紛争であるとか、あるいは政情不安などによってインフラの未整備であるとか老朽化といった問題を抱えています。

こういった運輸インフラの未整備に伴う問題によりまして、高い輸送コストであるとか、物流へのマイナスの影響からコンゴ民主共和国全体の社会経済発展の阻害要因になっていると考えております。

このマタディ橋道路整備計画はコンゴ民主共和国最大のコンゴ川港湾都市のマタディと首都キンシャサをつなぐ陸運の要衝として重要な役割を担っているマタディ橋の大規模な橋面の舗装、それから、アプローチ道路の補修・整備を行うことによって、コンゴ民主共和国の中心的な物流・交通の安定化を図って、コンゴ民主共和国の連結性強化、それから、持続的な経済成長に寄与することを目的としております。

インフラ整備は、コンゴ民主共和国の国家開発戦略計画における重点分野とされておりまして、我が国の「質の高いインフラ」によってサポートすることは極めて外交的意義が高いと考えております。

また、御案内のことかと思えますけれども、マタディ橋は1983年に我が国の円借款によって建設されて以降、40年近く技術移転等の支援を継続的に実施して、我が国とも大変関係の深い案件であります。1984年には当時の皇太子同妃両殿下、現上皇皇后両陛下が御視察されておりますし、また、2014年9月の日・アフリカ地域経済共同体（REGs）議長国首脳会合のスピーチにおいて、当時の安倍総理からマタディ橋について、日アフリカの「質の高いインフラ」ということで成功事例として紹介されておりますので、二国間でも象徴的な案件となっているかと思えます。

外務省のほうからは以上でございます。

それでは、委員のほうから様々な質問をいただいておりますので、外務省、JICAのほうから順番に回答させていただきます。

○ 説明者 JICAの若林でございます。

本日、担当課長の笠原でございますけれども、出張後の自己隔離のためオンライン

で参加しておりますので、若林のほうから回答させていただきます。

まず1点目、田辺委員のほうから良好な維持管理と判断した根拠は何かという御質問を頂戴しております。

橋の維持管理のためには、日常的にケーブル内の抜水ですとか、送気乾燥設備のエアフィルターの交換ですとか、ハンガーケーブルの調整、錆防止のための塗装等の作業を行うことが必要になっております。こういった作業の実施機関でありますバナナ・キンシャサ交通公団、以降OEBKと呼ばさせていただきます。こちらが自主的に出来るよう円借款によりますマタディ橋の建設以降、OEBKに技術協力ということを行ってまいりました。

マタディ橋の通行料、これは年間約4.5億円でございます。OEBKはこれを原資といたしまして取得した技術を使いつつ、橋梁建設当時、OEBKに期待された日常的な維持管理というのを自主的に実施しております。このことは過去の調査において確認済みというところでございます。

他方で、次の質問の御回答で詳しく説明いたしますけれども、開通から38年経過したことによりまして老朽化が進み、日常的な維持管理を超えた大規模な改修が必要な状況になっていると承知しております。

続きまして、同じく田辺委員のほうから、円借款で建設した橋梁事業の補修を無償資金協力で行うことは、いわゆる開発協力大綱におきまして、途上国の自発性と自助努力を促すといった方針から外れているのではないかという御指摘がございます。

こちらの回答でございますが、まず、コンゴ民主共和国でございますけれども、やはり不安定な政治情勢ですとか、低迷する経済状況の中でも可能な範囲での自主的な努力ということで、日常的な維持管理が行われていると考えております。

他方で、今回の支援で行います橋面舗装でございますが、従来の日常的な維持管理の範囲を超えた20年から30年に一度の大規模改修である。これまでの日常的な維持管理の実施を目的にした点では対象外としているような内容と承知しております。

また、1970年代の設計時点ではコンゴ民主共和国の経済が順調に成長し、20年から30年後の大規模改修も自己資金で対応することと想定しておりましたけれども、やはりその後の内戦ですとか、コンゴ民主共和国の成長の抑制、貧困の継続等、当時予想できなかった理由により自己資金で大規模改修を行うことは困難な状況になっております。

また、現在の同国の財務状況に鑑みまして、早期の借款の供与というのは困難な状況であります。同国における本件の位置づけを踏まえまして、橋の劣化による事故を予防する観点から無償で実施することが妥当であると考えております。

続きまして、道傳委員から、連結性強化にはハードインフラ以外の課題への対応も必要と考えますがいかがでしょうかという御質問でございます。

御指摘のとおり、運輸・交通インフラをはじめとするインフラ開発につきまして、

ハードインフラのみならず人材育成ですとか、制度構築等のソフトインフラの整備を行っていくことは重要だと考えております。例えばですけれども、コンゴ民主共和国におきましては運輸・交通インフラ分野におけます支援といたしまして、マタディ橋を運営管理するOEBKの所管官庁でありますインフラ・公共事業省を対象にいたしまして、運輸交通インフラ整備に携わる人材育成のための技術協力を行う取組も行っております。

次に、西田委員の御質問に関しましては、外務省から申し上げます。

- 説明者 西田委員のほうから日本のプレゼンスを示すことによる最終的な効果、狙い、意義、簡単にまとめますとそのようなことを問いかけていただくと認識しております。

マタディ橋につきましては完成後40年近くたっておりますけれども、まだコンゴ民主共和国の交通の要衝として主要な橋梁であり続けています。こうした中で、コンゴ民主共和国側の懸命な自助努力による維持管理にも関わらず、経年による避けがたい損傷の補修をしなくてはならない状況になっております。これまでマタディ橋に対する技術協力も含めて継続的に我が国として支援をしてきましたので、引き続きその責任を持ってマタディ橋について支援していくことが、我が国が一度支援した橋梁を相手国のコンゴ民主共和国の自助努力を尊重しつつも最後まで責任を持ってインフラのライフサイクルを完結していくという観点からは重要であると考えております。

また、コンゴ民主共和国は紛争からの平和構築、平和定着に取り組んでおりますので、そのような国に対して相手国と一緒に「質の高いインフラ」整備や社会経済開発に貢献していくことは、この状況を見守っております他のアフリカ諸国からも我が国の信頼を高めることにつながるのではないかと考えております。

また今回のマタディ橋の修繕、改修に対する協力を通じまして得られた教訓につきましては、他国での「質の高いインフラ」計画を進めていくに当たって参考にしていきたいと思っておりますので、アフリカ開発会議（TICAD）を含めた我が国のアフリカ諸国の支持であるとか協力をより強固なものにしていくことにつながっていただくと考えております。

- 説明者 続きまして、西田委員からの2つ目の御質問でございますけれども、既存橋梁及び接続道路の交通容量が十分にあるかと、そして、将来的に見込まれる需要増による交通渋滞等への対応についてはどのように考えるかという御質問でございます。

まず、現在の交通量でございますけれども、1日当たり大体1,500台程度でございます。2010年が1日当たり1,200台でございます。ですので、これらのことを考慮しますと、今後とも増加していくことが想定されます。

また、キンシャサの人口につきましても2018年の時点では1300万人でしたけれども、2030年時点の人口の推計によりますと約2200万、7割ほど増加す

ると予想されております。

マタディ橋の周辺交通量ですが、増加すると見込まれているのは御指摘のとおりと考えております。

他方で、マタディ橋の交通容量は日本の交通容量の考え方によりますと、1日当たり9,000台でございます。今後の交通量の増加、例えば今1日1,500台でございますけれども、これが7割増えたとしても1日2,550台ということですので、基本的には今の数量で十分対応できると考えております。

- 説明者 続きまして、松本委員のほうから本件橋梁の支援を行うことによって、狙いとしている経済開発だけではなくて、人権侵害の助長につながらないかという御指摘をいただいております。

私どもとしては老朽化した橋の橋面補修であるとか道路整備を内容とする本計画の実施というのが、ただちに紛争であるとか人権侵害の助長につながるとは考えておりません。しかしながら、コンゴ民主共和国の人権状況については、我が国として注視をしているところです。

一方で、2019年に就任しましたチセケディ大統領に関しましては、武装勢力による人権侵害が深刻な地方であるとか、安定化であるとか、あるいは国連と協力して近隣諸国と関係改善の努力などを通じて、武装集団の無力化に積極的に取り組んでいると考えております。我が国としては首脳会談であるとか外相会談等を通じまして、コンゴ民主共和国の平和と安定の重要性というのを二国間でしっかりと働きかけておりますとともに、コンゴ民主共和国の経済開発を支援することを通じて、コンゴ民主共和国の最終的な平和と安定にしっかりと貢献していきたいと考えております。

- 説明者 続きまして、宮本委員から3点の御質問いただいております。

まず、1点目の通行料の徴収と管理についてでございます。マタディ橋におきましては、OEBKが1985年9月から通行料を徴収しておりまして、現在では車種に応じて100円から1万8300円程度の通行料を徴収しております。年間で約4.5億円という数字でございます。

また、徴収した通行料を原資といたしまして、先ほど御説明しましたような日常的な維持管理、例えばですけれども、ケーブルの抜水ですとか、エアフィルターの交換ですけれども、こういった日常的な維持管理を行っていることを確認しております。

通行料につきましては維持管理費のほかに、例えば人件費ですとか、管理部門の機材購入といったところにも使用されておりますので、これまでも日常的な維持管理に必要な費用というのは確保されておりますけれども、やはり今後、将来的な大規模補修に備えまして、橋梁の維持管理に充当できるような割合設定に関しましては、OEBK側とも共有したいと考えております。

2点目の橋梁の寿命、そして、新設ではなく修理で対応する理由でございます。橋梁本体につきましては、一般的に50年を超えると老朽化が顕在し始めると言われております。ただ、適切な維持管理ができれば100年以上の寿命があるとも言われております。

他方で、構造物の老朽化の進展は部材によって異なるということでございます。今回の協力対象であります舗装は通常大体20年前後で打ちかえるというものでございますが、これに対しまして本橋梁は既に38年使われている。そのため、現在老朽化が進行して、緊急に対応が必要な状況になっていると承知しています。

費用対効果の観点に関しましても、新設より修理が合理的であると我々のほうは判断しております。

3点目、2018年の政権交代以降の同国の成長阻害要因、ボトルネック、そして、治安・安全の確保をどうするのかという御質問でございます。2018年の政権交代後の同国の成長阻害要因は依然として脆弱なインフラ、政府の歳入不足等の行政機能の不全、劣悪なガバナンスと汚職等を中心とする紛争の継続、そして、国内産業の未発達と鉱業収入依存等がございます。

現政権はIMFのレビューを受けまして、行財政改革ですとか、汚職対策に真摯に取り組んでいると承知しておりますけれども、今申し上げた課題というのは引き続き残っているというような状況でございます。

マタディ橋が位置します中央コンゴ州、これは同区の最先端に位置しております。紛争や民族対立が発生しているような場所ではございません。外務省の危機情報によりますと、首都のキンシャサと同じレベル2というようなカテゴリでございます。本案件の関係者につきましては、我々JICAコンゴ民主共和国事務所が定めます一般犯罪被害ですとか、交通事故の防止を念頭に置きました日常的な安全対策を基本的には重視いただくということで今のところ計画してございます。

続きまして、弓削座長のほうから2点の御質問を頂戴しております。

1点目は、マタディ橋の老朽化によって、これまで実際に起きている問題というところでございます。

これまで述べさせていただきましたように、舗装につきましては表層・基層までにクラック（ひび割れ）が生じている。そして、雨水が鋼床版にまで達していると考えております。本計画に基づく大規模な修理が行われず、雨水の浸透により鋼床版や結束部のボルト等の錆・腐食により、さらなる損傷が進んだ場合には崩落の危険が高まるですとか、より大規模な費用で交通遮断を伴うような全面改修が必要になるといったような事態が想定されます。

続きまして、2点目の御質問、補修工事が必要になった場合には外注が必要になるかといったところでございます。

一般的な道路舗装工事経験のあります民間業者につきましては2社、そして、イン

フラ公共事業省傘下の公社2社が国内で確認されております。日常的な維持管理、そして、アプローチ道路の改修につきましては、こういった会社のほうで対応可能と考えてございます。

しかし、橋面舗装工事につきましては、今申し上げた一般工事舗装とは異なる特殊な工法でございます。現時点では、残念ながら当該工法の実績を要するような業者というのはコンゴ民主共和国にはいないということでございますので、やはり外国企業への発注ということを想定してございます。

以上、説明者のほうからの回答を終了させていただきます。よろしく申し上げます。

- 山崎課長 事実関係の修正だけ1点、先ほど説明者のほうからコンゴ民主共和国のインフラ公共事業省、マタディ橋を運営管理するOEBKの所掌官庁だという御説明がありましたけれども、正確には所掌関係はなく、この省庁自体が広く運輸を扱っている省庁だということでございます。

- 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

田辺委員、どうぞ。

- 田辺委員 有償で支援した案件の補修を無償でやるというのは、この案件に限らず幾つかこれまでも出てきました。コンゴ民主共和国の場合は特に内戦があったということで、当初想定していたほど経済成長が十分ではないという点で、こういった円借款で行ったものの補修を無償で行うということで、一定の意義があるかなと感じたのです。

他方で、西田委員の外交的意義の説明に対して、最後まで責任を持って行うことがプレゼンスだという発言があったので、一体そのどこに重点を置いて、有償でやったものを無償で維持することに意義づけをしっかりとしているのかなというところも疑問を持ったので、その辺を改めて説明いただければと思います。

- 弓削座長 続けて、西田委員、どうぞ。

- 西田委員 御説明ありがとうございました。

私のコメントも田辺委員が今おっしゃったところでして、まず、このインフラのライフサイクルを完結するという、それはこの事業についてはかなり特殊な事情があるので、そういった対応なのだと思うのです。質高インフラの基礎というのは、ライフサイクルコストを最適化する、そういった支援をするような理解で私はいたのですけ

れども、日本が着手したものは全て日本が最後までやるみたいなニュアンスに聞こえてしまったので、完結という意味がちょっと私はよく分からなかったのでクラリフィケーションをお願いしたいなと思ったのが1点。

もう一つは、今御説明いただいた中で、日本の「プレゼンスを示す」という意味は、日本が歴史的に関与してきたこの事業に対して、「最後までやり抜く」という、先ほどの「完結する」というところですが、意思を示すことで当該国及び周辺国の信頼を勝ち取るのだということかなと理解をいたしましたので、もしそうであれば、そのように書き換えたほうが、単にプレゼンスを示すよりかは非常に理解しやすいのかなと思います。「プレゼンスを示す」ということは色々なところで使われるのですが、実際はどういうことなのかというのは、やはり聞かないと分からないところが多くございますので、御検討いただければなと思った次第です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、宮本委員、お願いいたします。

○ 宮本委員 御説明ありがとうございます。

ちょっとしつこいのですが、通行料の管理のところ、要は色々な車種によって通行料が異なる、その領収書をちゃんと出しているのかとか、どういった現金の管理をしているのかというのは、年間4億5000万円ということは、ざっくり1日当たり120万とか130万円ぐらいですね。これはやはりGNIの1人当たり550ドルの国で毎日1万ドル以上、100万円以上の現金が入ってくる。

1984年には上皇様、上皇后様にご訪問も頂いているとのこと、このような点も含めてしっかりと管理されて、本当に真の意味での友好の象徴に持っていかないといけないと思います。民間でも大体事業経営をやるときは、小口現金の管理のところは、不正のトライアングルの「機会」の部分に近くきちんと把握するというか、不正が起きかねない話なので、ここはしっかり押さえておく必要があるのではないかなという意味での質問です。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの田辺委員の御発言、それから、西田委員から2点、そして、宮本委員からの御発言、併せて説明者の方から発言をいただけますでしょうか。

○ 説明者 田辺委員、西田委員に共通の御質問についてお答えさせていただきたいと思います。

我が国としてももちろん「質の高いインフラ」整備、あるいは開発支援一般で重視し

ているのは相手国と寄り添いつつ、相手国のオーナーシップをしっかりと重視して、相手国が我が国から学んだ技術を生かして持続可能な形のインフラになるよう、しっかりと持続的に運営に当たっていただくことが大事ですし、まさにそのことが相手国と共に考え、共に取り組んでいく日本らしい指針であると思っております。

本マタディ橋につきましては、そういう意味では、その原則から少し外れてしまうところはございますけれども、我が国が円借款で供与しまして、両国の友好関係の象徴にもなっているような案件でございます。しかも相手国も自らの努力で日常的な維持管理はやってきて、今日まで橋が運営されているところがございます。

先ほども説明を申し上げましたように、コンゴ民主共和国は当初の想定では、そのポテンシャルを生かして高い成長を遂げると、当時は日本企業もたくさんコンゴ民主共和国に、日本企業だけではなくて様々な国の企業とかも参入しておりましたけれども、残念ながら内戦であるとか紛争とかによりまして、日本企業を含めて多くは撤退してしまったというような事情もございます。

当初の目論見通りにいかなかったところはございますが、やはり我が国とコンゴ民主共和国の間の両国の友好関係の象徴ともなっている案件でございますので、本来であればオーナーシップ、相手国でやっていただく、持続的に運営していただくということでございますけれども、この案件の我が国とコンゴ民主共和国にとっての重要性に鑑みまして、言葉はちょっと行き過ぎたかもしれませんけれども、何とかさらに活用していただくように支援をしていく。今度は難しい作業についても技術移転をして、持続的に運営できるような資金の確保とかについても協力の過程でしっかりと技術移転というか、話し合いをさせていただくことで次に続けて、より持続的な形で本橋梁の維持管理を進めていければと思っております。そういう趣旨で申し上げましたので、ちょっと言葉が行き過ぎたというのはお詫び申し上げます。

外交的プレゼンスについての西田委員からの御指摘ですけれども、私たちの真意としては、本件は非常に技術の高い橋として40年近くコンゴ民主共和国に架かっていて、両国間の象徴として位置づけられている橋でありますし、我が国の技術の高さの一つの例としてコンゴ民主共和国の中でも評価されていますし、あと、我が国の開発協力の中でアフリカに対しても我が国はこのような質の高い支援を相手国と一緒にやってきましたという例になっておりましたので、プレゼンスという言葉を使わせていただきましたけれども、西田委員からも御指摘いただきましたし、また、私たちの開発協力の根本方針にもありますけれども、一緒に取り組んで持続的に運営していただく、そこが一番のことですので、プレゼンスという言葉が独り歩きしているようであれば、そういう趣旨ですので、そのような形にさせていただければと思っております。

- 説明者 宮本委員のほうから御質問いただきました通行料の関連でございます。

過去、維持管理に関します技術協力を2012年から2015年に実施しております。その中で、通行料をきちんと管理し、維持管理というような技術協力しております。その一環としまして、本日申し上げました日常的な維持管理、例えばですけれども、橋の再塗装ですとか、そういったことに充ててございます。もちろん細かなところまでは、それ以降、我々としてもチェックできていない部分もあるのかもしれませんが、基本的には維持管理につきましては、このような形で実施されているということも、その後の調査で確認しておるところでございます。

今後につきましては、調査等でもこの辺りをきちんとされているかというところは確認してまいりたいと考えてございます。

○ 宮本委員 私の言いまわしが悪かったと思うのですけれども、維持管理ではなくて、毎日120万円近く入ってくる現金の管理の実態はしっかり把握したほうがいいですよという趣旨の質問です。

○ 説明者 承知いたしました。おっしゃるとおりだと思います。

先ほど申し上げました技術協力の中で、そういったところをしっかりとやるようにという技術教育は行っておりますけれども、やはり御指摘のとおり、されているのかといったところは同地で確認したいと思います。

○ 植野局長 今までの38年間、通行料を取り始めた1985年から、まさに宮本先生がおっしゃったような年間4億5000万円というお金が入ってくるのが途中でなくなってしまったとか、何か横領事件が起きたとか、そういうことはないわけですよ。

○ 説明者 ございません。

○ 植野局長 日々の管理がどうなっているかという細かいディテールはさらに確認させますけれども、一応コンゴ民主共和国の人たちにとっては大金であるところの円相当で1日百何十万円というお金は、きちんとこの会社の財務部が収入として管理をして、そして、先ほど申し上げたような維持管理だとか、管理部門の費用に充てているということではありますけれども、現金の管理と適正な支出ということについては、今申し上げたとおり、改めて今回の計画の中でも徹底したいと思います。

○ 宮本委員 ありがとうございます。

○ 植野局長 ついでなので、田辺さんの御質問への答えで、今の西野課長の発言のとおりなので、局長として私が思うのは、一つは日本がやった援助、ODAは一

体いつまで日本として責任を持てばいいのかというのが大前提の論点としてあって、日本がやったのだから100年たっても200年たっても責任を持つというのか、そうはいつでも橋だって先ほど御説明したとおり、舗装であれば20年、それから、躯体であれば50年、せいぜい長くて100年という寿命があって、かつ維持管理の主体はあくまでも相手国の政府なり実施機関であるという中で、どこまで日本として面倒を見るのがいいのかなというのは議論の余地があると思います。

原則は、先ほどから申し上げているとおり、相手国できちんとお金を積み立てて管理してもらって、大規模修繕が必要になったときも、それは自分たちでもうやってくださいねということなのですけれども、このコンゴ民主共和国のような経緯をたどって現状にあるときに、例えば日本としてこれはもうやりませんと、一度円借款で橋を作ったので舗装が幾ら今酷い状態になっていてもやりませんと。

そういう中で、どこの国とは言いませんけれども、どこか別の国が、では、うちが新しい橋を建ててあげましょと、300億円とか400億円かけて真新しい橋を建てますよといったときに、先ほどのプレゼンスの話にも関わりますけれども、せっかくコンゴ民主共和国、あるいは中部アフリカにおいて、日本は現地に役に立つ支援を今までしてきてくれていたという、まさに信頼があるところで、この補修、何十億かの無償資金協力をやれば、先ほど申し上げたように日本は苦しいときに自分たちが賄えない部分も手当してくれて、もう一回橋をきちんと使えるようにしてくれたという信頼と評価を得ることができるのに、原則に忠実にこだわって、もう自分たちは一切やりませんとなると、ある意味、その手柄というか信頼というのをほかのドナーとかにもしかしたら明け渡すことになるかもしれない。そのバランスだと思うのです。

本当は、私の立場から言うと、無償の案件だったら何年、円借款の大規模案件なら何年と、日本政府として、あるいはJICAとして責任を持つのはどこまでですよとはっきりさせてもらえるとすごく楽なのですけれども、残念ながらそうはなっていないので、この橋みたいに40年近くたった案件の修理をどうするかというのは、原則としては相手国政府ではあるけれども、今申し上げたような状況を個々具体的に考えながら判断せざるを得ないのかなと、まさに今日お諮りしているのも、そういう我々の判断、その無償という手法、それから、現地で相手国に細かくやらせるのではなくて、日本がやってあげるということも含めて妥当かどうか、それをまさに我々ではなくて、有識者の皆様に御議論いただきたいという趣旨でございます。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

ほかにコメント・質問、今のことに對してもよろしいでしょうか。

それでは、この案件については維持管理についての色々な貴重な御意見をいただきまして、それに関する考え方についても理解することができました。橋梁の維持管理プラス通行料の維持管理についても重要な課題ですので、先方政府との協議の下、協

力準備調査では、しっかりと維持管理体制の構築、それから、それを強化するという
ことを確認していただきたいと思います。ありがとうございます。

(3) マダガスカル「アロチャ・マングル県河川流域保全・灌漑整備事業」(有償)

○ 弓削座長 それでは、次の案件に移らせていただきます。次はマダガスカル、アロチャ・マングル県河川流域保全・灌漑整備事業です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者 続きまして、アロチャ・マングル県河川流域保全・灌漑整備事業につきまして御説明させていただきます。初めに外交的意義について、引き続き外務省国別開発協力第三課の西野のほうから説明いたします。

本案件が実施されますマダガスカルですけれども、国民の8割が農業に従事しております。うち約9割がコメ生産に携わっております。コメは農家の世帯収入の約42%、それから、全耕地面積の約55%を占めるマダガスカルにとっての基幹の作物ということになります。

今回の計画を実施します地域の上流地域ですけれども、貧困と人口増加に伴いまして、急速な開墾であるとか、森林の焼き畑伐採によりまして森林が荒廃して、多くの土砂が下流に流出する結果となっております。そのために、河川であるとか、あるいは灌漑水路への土砂の堆積が課題となっております。また、その結果、コメの生産に適した下流域での水不足や洪水につながっております。

本事業では、対象の上流地域の河川流域保全、それから、下流地域の灌漑整備、それから、上流地域内の住民の生計基盤強化を行うことによって、この地域全体での安定的な灌漑用水の供給、コメの増産、それから、住民の生活改善を図りまして、同地域の持続的な社会経済発展に貢献することを目指しています。

また、この計画につきましてもTICAD7のほうで表明しましたコメ増産イニシアティブのフェーズ2、アフリカにおけるコメ生産倍増の達成に貢献すると考えております。

続きまして、委員の先生からいただいた質問について順次、外務省、JICAのほうから回答させていただければと思います。

初めに、道傳委員からいただきましたマダガスカルが我が国に対して国際場裡でどのような支持をしましたかという御質問です。

マダガスカルですけれども、例えば国連の安保理改革において日本の立場を継続的に支持しております。一例になりますけれども、平成29年に行われました日・マ

ダガスカル首脳会談にて安保理改革の推進の重要性について再確認をしておりますし、また、北朝鮮による核実験等に関する安保理決議の履行についても日本の立場を支持する旨を表明しております。また、同国は様々な国際選挙等、多くの場面で日本の立場を支持しているという協力関係にございます。

また、「自由で開かれたインド太平洋」についても、日本の立場を支持していると考えております。

続きまして、道傳委員から「自由で開かれたインド太平洋」の実現においてマダガスカルの占める戦略的な位置づけについて御質問をいただきました。

マダガスカルの地理的な位置づけということになりますけれども、アジアからアフリカへの航路、あるいはアフリカでの遠洋漁業を行う際の喜望峰回りのルートにおいて戦略的な場所に位置しています。マダガスカルが位置しております西インド洋南部においては、航行の自由を含む開かれた海洋秩序の維持強化、あるいはインド太平洋の連結性強化にとって重要な場所である、あるいは重要な国であると考えております。

また、マダガスカルの大統領が安全で自由な航行法の支配、平和と安定を重視している旨を首脳会談の場で発言しておりますし、首脳会談で「自由で開かれたインド太平洋」を支持する旨の発言をしているのは先ほど申し上げたとおりです。

そういった観点からアフリカ、あるいはインド太平洋における連結性強化に資するマダガスカルの港湾の整備であるとか、マダガスカルの海上保安、機材の供与など、「自由で開かれたインド太平洋」の推進に資する支援というのは、我が国として重視して行ってきております。

- 説明者 続きまして、JICAから回答させていただきます。JICAアフリカ部アフリカ第三課の大井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

道傳委員からいただいております3つ目の御質問、干ばつ、食料不足への貢献についてお答えいたします。

本事業は、直接での干ばつ対策を行うものではございませんが、灌漑整備を通じて、約6,000トンのコメの増産を目標としており、マダガスカルの食料事情の改善にも貢献すると考えております。マダガスカルのコメの消費量は1人当たり年間約145キロで、対象地域の人口約7万4000人に対して、約4万1000人分の食料を増産する目標としております。

加えて、下線流域の住民によって森林が過剰伐採されたことにより砂漠化してしまった土地で雨水を水食できずに干ばつの一因ともなっております。植林による森林回復を目指す本事業は、干ばつの減少にも貢献すると考えております。

続きまして、西田委員からの1つ目の御質問、上流域を含む流域全体での対応についてお答えいたします。本計画では、下流域の灌漑整備と並行して上流域での植林、土砂止め工事、森林管理組織への支援、それから、上流域の住民を主な対象と

した所得の向上や栄養改善への支援を行うことにしております。このことによりまして、森林の回復や生活のための過剰伐採に取り組むことで、河川の上流域と下流域両方に包括的にアプローチしてまいります。

続きまして、西田委員からの2つ目の御質問、用地取得や人の移動についてお答えいたします。2021年に実施しました基礎的な調査によりますと、用地取得及びアロチャ湖周辺を含め住民移転の必要がない旨を確認しておりますが、今回の協力準備調査で改めて現状を確認する予定としております。

ラムサール条約との関係につきましては、後ほどの御質問で併せて回答させていただきます。

続きまして、西田委員からの3つ目の御質問、ほかの援助機関との連携、そして、過去の案件からの教訓についてお答えいたします。ガーナにおいて2004年から2006年に実施しました農民参加型灌漑管理体制整備計画プロジェクトでは、地域住民が共同で利用する灌漑施設に関して施設改修を世銀が行い、利用者や管理者のキャパシティ強化をJICAが技術協力を通じて実施したことにより、総合的な灌漑実施体制強化が図られたということが指摘されております。

このような教訓も踏まえまして、本事業でも世銀やアフリカ開発銀行との連携の可能性を協力準備調査の中で調査検討する予定でありますけれども、委員の御指摘のとおり、JICAとほかのドナーが協力することで、より総合的な灌漑実施体制の強化が図られるかなどを慎重に見極めた上で、連携の是非を判断したいと考えております。

- 説明者 続きまして、松本委員のほうからマダガスカルの債務状況に関連しまして、債務不履行のおそれについて御指摘をいただいております。マダガスカル政府債務の総額ですけれども約36.7億ドル、GDP比にしまして約44.6%となっております。そのうち約9割がIMFや世銀などの多国間援助機関による譲許的な債務となっております。

マダガスカルGDPの成長率ですけれども、2020年は新型コロナの影響でマイナス4.2%となってしまいましたけれども、2021年は2.0%、2022年は5.8%の成長が見込まれております。以上のような点も踏まえまして、IMFの債務持続分析によりますと、マダガスカル債務持続性評価は債務超過、高程度、中程度、低程度の4段階評価のうち下から2番目の中程度となっております。債務履行能力について特段の懸念はないものと考えております。

- 説明者 続きまして、宮本委員からの1つ目の御質問、農家の所得向上、それから、コメの価格についてお答えいたします。マダガスカル政府のコメの生産量に関する計画については御質問でいただいている御理解のとおりでございます。本計画では、マダガスカル政府が掲げる18.5万ヘクタールの灌漑の整備、改修計画のうち、約3、

000ヘクタール分の灌漑施設を改修することによって、約6,000トンのコメの増産を目指しております。

耕作面積当たりのコメの収量が低いことによりまして、農家が十分な収入を得られていないことから、生産性の向上によるコメの増産によってコメ生産農家の所得の向上につながると考えております。

また、マダガスカル国内のコメの価格につきましては、マダガスカルの産業省が市場流通価格の目安額を地域ごとに設定するとともに、国内の市場価格が高騰、上昇した際には安価な輸入米を流通させて市場価格を抑えるといった統制を行っております。

続きまして、宮本委員からの2つ目の御質問、無償資金協力「アロチャ湖南西地域灌漑施設改修計画」の評価、教訓についてでございます。弓削座長からも同じ趣旨のコメントをいただいておりますので、併せての回答とさせていただきます。

本計画「アロチャ湖南西地域灌漑施設改修計画」からは、組織運営や施設維持管理に関する研修を通じた水利組合の能力強化が重要であり、資金協力と技術協力を組み合わせることが肝要との教訓を得ております。技術協力としましては、「コメ生産性向上・流域管理プロジェクト」ですとか、「コメセクター生産性向上及び産業化促進支援プロジェクト」など、これまで稲作技術の開発と普及を行っておりまして、これらの事業においても「アロチャ湖南西地域灌漑施設改修計画」と同様に水利組合の能力強化が重要であるという教訓を得ております。こうした教訓を本事業にも生かす考えでおります。

続きまして、宮本委員からの3つ目の御質問、上流域の人口規模と啓蒙活動の概要についてお答えいたします。まず、人口規模ですけれども、2018年時点のマダガスカル農業省のデータによる本事業の対象主要河川サハベ川の上流域の人口は約11万人となっております。

それから、啓蒙活動についてでございますが、2012年から2017年に、中山間地域において土壌保全と村落開発を行った技術協力「ムララノクロム総合環境保全・農村開発促進手法開発プロジェクト」、こちらを参考に環境省、農業省、環境活動協会を主体として、住民向けの植林、土壌回復、果樹栽培、養殖などの支援を行うことを考えております。

この技術協力プロジェクトでは、環境省の担当官や住民に対して広く技術指導を行いまして、事業終了後も環境省担当官による技術指導が継続されたことから、本事業においても同様の活動を行いたいと考えております。

続きまして、弓削座長からいただいております1つ目の御質問、コメの増産、住民の生活改善についてお答えいたします。

まず、期待されるコメの増産量についてはアロチャ・マングル県で実施している技術協力プロジェクト、先ほども申し上げました「コメセクター生産性向上及び産業化促進支援プロジェクト」の成果も踏まえ、対象灌漑地区の排水機能を改善し、技術支

援を組み合わせた場合には、ヘクタール当たり約2トンの増収が期待されております。これによって年約6,000トンの増産につながると試算しております。詳細につきましては、協力準備調査にて確認する予定としております。

もう一つの御質問、住民の生活改善の部分でございます。アロチャ・マングル県内の自治体、4つのコミューンの人口は2008年当時で約7万4000人でございます。具体的な収入については現時点では試算できておりませんが、生活改善に向けた取り組みは、主に上流地域の住民に対して過去に実施した技術協力プロジェクトの成果を踏まえて、森林の伐採以外で、例えば改良かまどの導入ですとか、果樹栽培、養殖、こういったことによる生計基盤強化を目指しております。本事業による具体的な収入向上の度合いにつきましては、協力準備調査で確認する予定でございます。

続きまして、竹原委員からいただいております御質問です。植林に当たり適切な樹種の選定、それから、案件の実施期間についてお答えいたします。

まず、アロチャ湖及び流入河川流域を合わせた約72万ヘクタールの地域が2003年9月9日付でラムサール条約登録湿地として指定を受けております。これを受けて作成されました登録湿地保全・利用区分図というのがございます。これによりますと、本事業の対象となる灌漑地域の大部分は、稲作・畑作区域、それから、流域保全の対象地域の大部分が流域保全区域、または水資源保全区域に区分されております。

それを踏まえまして選定される樹種としましては、ユーカリ、マツ、クレベリア、ジャトロファ、シナモンといったものの植林を想定しておりますけれども、こちらも協力準備調査にて確認する予定でございます。

実施期間につきましては、これまでの基礎的な調査も踏まえ7年程度をめどに検討しております。

最後に、田辺委員からいただいております御質問で、ラムサール条約登録湿地との関連で、現時点で環境や社会への望ましくない影響は確認されていないと判断している理由について御説明させていただきます。

ラムサール条約の規定においては、湿地の保全を促進し、できる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し実施することとされております。本事業で灌漑整備を行う地域の大部分は、当該地域の管理計画上の利用区分では、稲作・畑作区域に区分されておまして、本事業は、この区分に沿って計画されているものでありまして、ラムサール条約の規定に則った事業と考えております。

また、隣接地域で同様の事業、灌漑施設の改修を実施中でございます。無償資金協力の「アロチャ湖南西地域灌漑施設改修計画」ですけれども、こちらにおきましても河川の流量、水質、生態系などへの重大な影響は生じておりませんので、本計画についても、現時点では環境や社会への重大な影響は想定されていないと考えております。

ただし、協力準備調査においては、より詳細に環境への影響を調査した上で、環境社会配慮のプロセスに則り、また、JICA環境社会配慮ガイドラインとの整合性を

慎重に確認して、計画実施の妥当性を検討する所存でございます。

以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

それでは、説明者からの説明について追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

松本委員、お願いします。

○ 松本委員 御説明ありがとうございます。

いつもこの会議でいくと、所得の高い国の無償資金協力について何度か御議論させていただいているのですが、この件は逆に、所得の低い国に対する円借款として考えさせていただきたいと思います。多分1人当たりGDPの高い国ではないという理解です。

そういう中で、この案件自体も流域保全とか土砂対策、もちろん灌漑というのはありますけれども、以前の対マダガスカル円借款だと港湾をやられたと思いますけれども、そうした産業インフラというよりは、むしろ住民の生活、あるいは環境保全、そういうような焦点があるように私は理解をいたしましたし、これまでのアロチャ湖のものも無償資金協力で出されているという中で、債務のレベルとしては中程度と先ほどおっしゃったわけですが、さはされど、どうしてこれは円借款なのだろうかとか、よほど規模が大きいとか、あるいはかつて無償で非常にうまくいったのでそれを拡大するとか、マダガスカルにおいてこういうプロジェクトを有償でやる理由がどこにあるのかということについてお伺いしたいので、お願いします。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、道傳委員、続けてどうぞ。

○ 道傳委員 御説明ありがとうございました。

特にこのマダガスカルの件ということには限らないのですが、2点ございます。

よく外交的意義を説明する案件概要書の中で「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」というのは言及があるワーディングでございます。御専門の皆様や私たちはそれをある意味うまく因数分解をして受けとめるということができるとは思いますが、こういった議論も資料も公開されることを考えますと、「FOIPのパートナーとして重要」という御説明にとどまらず、どのようにパートナーとして大事で外交的意義があるのかというようなことを、御丁寧に御説明いただき、案件概要書の中にも書き込んでいただけると理解が深まるのではないかと考えております。

2点目は、喫緊の課題である気候変動や収入の向上にもつながる支援であり協力であるということも御説明いただいて、これも理解が深まりました。

こういったことも恐らく案件概要書を読んで理解しようとする人たちにしてみれば、納税者の方たちも含めて、より納得感があることなのではないかと思えます。公開されるということは、説明、あるいはメッセージの発信の機会になると思えますので、その辺りも含めて御検討いただければと思いました。

以上でございます。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、今の松本委員と道傳委員の2点について、説明者のほうから御説明をお願いします。

○ 説明者 御質問いただきありがとうございます。

まず、松本委員からの所得の低い国に対する円借款の供与ということであります。マダガスカルについては幾つか要因があると思うのですが、ほかの国もそうかと思えますけれども、中国とか様々な国からインフラ整備等で多くの借款を供与されている国もあれば、先ほどの説明の中でも触れさせていただきましたけれども、世銀であるとか、そういった多国間金融機関からの支援を受けている国もあって、マダガスカルは先ほど申し上げたように国家財政において、そういった多国間の金融機関からの支援を受けている割合が多い国になります。そう意味で、低利で優良な支援については、国家財政の中でも一定の役割を果たしているかと思えますので、日本も先ほど御指摘いただきましたように、低所得国ではありますけれども、マダガスカルについては債務状況がさほど悪くないという状況もありますので、円借款の供与も一概に否定せずに実施しているということがあります。

先ほど御指摘いただいたような港湾の案件については、「自由で開かれたインド太平洋」との関係もありますし、また、そういったインフラ整備を通じて日本への信頼というのがマダガスカルの政治レベルであるとか、国民の間からも評価が高く、引き続き様々な支援を有償・無償を通じてやってほしいという声がよく聞かれるところで

す。

本プロジェクトにつきましては、この会議でも累次お話が出ておりますけれども、無償資金協力については、全体として非常に資金に限りがあって、他国に対して供与できる額もおのずと、青天井というわけにはなかなかいかないところではあります中で、このレベルの灌漑ということで、ある意味では規模の大きなプロジェクトということでございますので、無償資金でなかなかカバーするのは難しい一方で、本案件はかなり複合的な要因に取り組まなくてははいけません。

灌漑を整備するだけであれば、ひよっとしたら無償資金協力で今やっているような

形で第2次ということでやればいいのかもかもしれませんけれども、本プロジェクトの利点というか、よいところとしては、その流域を一体として考えて、上流の植林であるとか、植林をするだけだと、また後日、生活のために植林を切ってしまうということになりかねないので、そうならないように持続的に森林を維持するために生活基盤を支える支援をやっていきますと、それから、流域の土砂が崩れてくるようなところの砂防工事とか、そういうこともやりますと、下流の灌漑もやっていくということで、流域全体にアプローチするために時間もかかりますし、資金もかかるということで、今回は有償資金協力という形でやらせていただいているところでございます。

道傳委員から御指摘いただいた外交的意義とか、個別にそれぞれ違うのでより丁寧に説明すべきであると、そこはもう全くおっしゃるとおりだと思いますので、私たちもたびたびこの会議でも御指摘いただいていますけれども、できるだけ一つずつの案件が国民の皆様理解していただけるように丁寧に御説明していきたいと思っておりますし、また、委員の皆様からの御指摘を通じまして国民からの声と受けとめまして、できるだけ丁寧に、こういった会議の場も含めて御説明していきたいと思っております。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 もちろん説明としては分かるし、要は無償資金協力の限られた財源はどのように分配するのだろうかというところの中の外務省内の議論があると思います。この事業は規模感がつかめるようにつかめなかったのが伺ったのですが、協力準備調査をやらないと分からないと思いますが、ざっくりいくと何百億円ぐらいのスケールですか。

○ 説明者 何百億とはいかないのですけれども、現時点では100億円弱ほどかと考えております。マダガスカルにとっては結構な金額だと思います。

○ 松本委員 無償としては確かに。

○ 弓削座長 植野局長、どうぞ。

○ 植野局長 金額が出てしまったので、お分かりいただきたいと思いますけれども、ある案件を円借でやるか無償でやるか、すごく我々も悩ましくて、特にこの案件は同じ場所で同じような案件を既に無償でやっているのに、何でこれは円借款なのと私も最初に聞いたのです。無償資金協力の1年間の予算をすごくざっくり言うと1600億円ぐらいあるのです。ところが1600億円のうち去年からやっている、一昨年からや

っているという案件の2年目、3年目の支出の分を引くと、毎年新規でできる案件は1000億円ぐらいしかないのです。

その1000億円を全部こういうプロジェクト型の無償に充てられるかというのと、そうではなくて、その1000億の中には、まさにNGOと連携してやっているN連とかもあるし、それから、まさに今日決めましたけれども、フィリピンで洪水が起こったとか、台風が起こったという緊急援助みたいなものもあるし、それから、アフガニスタンとか、ミャンマーとか、エチオピアのティグライとかで人道危機が起こったという国際機関経由でやる人道支援もあるし、それらもひっくるめて1年で1000億円しか使えなくて、だけれども、無償資金協力が欲しいという国はもちろん沢山ある。

一方で、円借款は事業規模としては1兆円以上の事業規模が毎年あるわけですがけれども、これは円借款を出せる所得水準の国が100か国以上あるけれども、我々は債務の持続性ということを他の国との関係でも口を酸っぱくして言っていて、お金を貸したけれども返ってこないようなところに貸すと、それこそ相手を債務の罠に陥らせてしまうので、やはりちゃんとお返しいただけるところにしか貸しませんよと言って、IMFの債務リスクを見ながらやっているのです。

そうすると、実際に円借款を出せる国は60~70か国ぐらいしかなくて、実績を見るともっと少なく、一昨年は確か十何か国にしか出していないのです。

そういう両方の状況を考えたときに、このマダガスカルは先ほど申し上げたとおり債務のリスクという観点からは1人当たりのGDPは低いけれども、円借款を出してもちゃんと返してもらえるだけの余力がある。

一方で、この案件の規模は100億円近い額になってしまっていて、無償で既に類似の案件をやっている、こういう事業をすれば所得の向上とか、現地の環境に対するレジリエンスを高めるとか、効果があることは分かっているのでやる意義はあります。

そうなったときに、もちろん相手との話し合いなので、相手がどうしても無償でなくては嫌だと言ったらしようがないのですけれども、お金を借りてでもやりたいと、それはなぜならば、日本がこういう事業をやってくれたら効果があるということは既に先行事例から分かっているからだと言え、では、円借款でやりましょうかということなのです。

そこには別に明快な答えがあるわけではなくて、今申し上げたように無償資金協力の全体の予算の状況、それから、円借款を貸せる相手がどういう相手か、それで案件としての規模感、無償資金協力の1案件、ざっくり言うと、無償の案件は多いものでも20~30億円なのです。30億円の案件ですら相当大きい。そうすると、100億円近い事業費がかかる案件だと、円借款の案件にしては比較的小さいとはいえ、やはり毎年1000億円しか自由に使えるお金がない中で、マダガスカルはこの案件に100億円近く使ってしまうと、他にものすごくしわ寄せがいつてしまう。一方、マ

ダガスカルは円借款を出しても返してくれるだけのまだ余力があるということなのです。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 答えがないからこそ議論の場があるのが大事だと思うので、ありがとうございました。

ただ、逆に言うと、だからこそ、所得の高い国の無償資金協力の議論が気になる。つまり今日はこの議論だけだから今の植野局長の話に説得力がありますが、仮に今日同じテーブルで所得の高い国の無償資金協力も同時に出てきた場合に、では、そっちは有償にしたほうがいいのではないのと、もしかしたらなるかもしれない。なので、だからこそ所得の高い国に無償資金協力を出すときに、より厳しい目で見ていただきたいなと思います。

○ 植野局長 それはまさに前回のモロッコの漁港の整備で散々議論したみたいに、あれは所得の高い国に対する無償なわけです。それだってあらかじめ決まった方程式があるわけではないのですけれども、前回御説明したとおり、モロッコというのはやはり日本がマグロとかタコを輸入する非常に大事な国で、もしかしたら円借款でも余力はあるかもしれないけれども、やはり先方の意向、それから、無償で出すことによって得られる日本の水産資源獲得のメリットで、だから、マグロを食べられなくなってもいいのですかという話なのですけれども、本当だったら前回のモロッコの漁港と今回のマダガスカル円借款と両方一緒にやってみれば、まさに松本さんがおっしゃったように、すごくいい比較になったかもしれませぬ。

我々の判断は、仮に一緒にやったからといって別に変わるわけではなくて、この案件についてはこういう理由でモロッコを無償にしましたと、今日のこの案件についてはこういう理由でマダガスカルを円借款にしましたということです。だから、それがいい悪いというのは、まさに委員の皆さんに御議論いただいて、御判断いただきたいということでもあります。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

○ 松本委員 モロッコの話、2週間前に私の授業でもアクティブラーニングでやらせていただいて、20歳前後の学生たちは、いや、これは出さないでいいのではないのですかと、別にマグロのために出すのはおかしくありませんかという意見があったことを、ここで御報告したい。

- 弓削座長 大学生の意見も御紹介いただきまして、ありがとうございます。
- 植野局長 そうしたら、今日のもぜひやってください。
- 弓削座長 無償資金協力、それから、有償資金協力についての大変御丁寧な御説明、
どういうふうにそれが決まるのかということも含めて本当にとっても貴重な情報をいただきまして、ありがとうございます、また、非常に意義のある議論だったと思います。
どうもありがとうございます。
それでは、この案件についての議論は終わらせていただきます。

2 その他

(1)「人材育成奨学計画（JDS）」（無償）

- 弓削座長 そうしますと、プロジェクト型の新規採択案件がこれで3件終わりましたので、次のカテゴリーの「その他」です。まず、最初の案件ですけれども、本年8月の第58回会議で「個別案件に限らない間」にて、各委員の高い関心が寄せられた無償資金協力「人材育成奨学計画（JDS）」に係る全般的な議論を行います。
まずは外務省から御説明をお願いいたします。
- 山崎課長 開発協力総括課長の山崎文夫です。どうぞよろしくお願いいたします。
まず、私のほうからは人材育成奨学計画、JDSと呼んでいますけれども、その概要等を説明させていただきます。
このJDSの目的は、開発途上国の優秀な若手行政官等を本邦の大学院で修士、または博士の学位を取得し、帰国後、その国のリーダーとして、開発課題の解決に寄与していただくこと、また、日本との人の繋がりを通じて二国間関係の強化に寄与することを目的としています。
JDS自体は2000年に、アジアの市場経済移行国の支援を目的としたウズベキスタンとラオスを対象に受け入れが始まりました。その後、対象国がアジア、アフリカ、中米に拡大して、これまで21か国、合計5,000人以上の行政官たち等を受け入れています。現在は、その卒業国の中国、インドネシアを除く19か国が対象になっています。
このJDSの特徴ですけれども、無償資金協力である以上、開発を主たる目的とするのが大前提なのですけれども、特徴としては3つあります。
1つ目は、途上国で主要な政策を担うことが期待されている若手行政官、これは同

じ国から一定の数、例えば4年とか、8年とか、12年とか、10年単位で継続的に受け入れることができるスキームです。

2つ目には、開発政策だけではなくて、我が国の外交戦略や国際情勢等に基づいて対象国と対象機関を選定して、戦略的に人材育成に取り組むことができること。

3つ目は、対象者が帰国後にその国のリーダーとして課題の解決に寄与することが見込まれる人材であるのみならず、政府の中枢で日本との二国間関係の発展に寄与することが見込まれる人材を日本が主体的に選抜することができること。

これが主な特徴でございます。

このJDSは貴重な外交ツールになっていて、まず、JDSは予め相手国政府との間で選定した特定の省庁・機関から一定の数の留学生を継続的に選抜します。帰国後、その留学生たちは所属の部署の中でグループとして組織内で一定の存在感を示すいわゆる「クリティカルマス」を形成していただくことを期待しています。このクリティカルマスは日本のよき理解者として、所属先の政策決定に一定の影響力を与えることで、その結果、二国間関係の架け橋になることを期待しております。

この人選ですけれども、人の選び方は相手国政府と現地の大使館及び現地のJICAで構成する「運営委員会」というものをつくります。ここで協議した上で、募集の対象となる機関、対象省庁、あと、専門分野を特定した上で募集を選考します。この運営委員会の中には、後ほどJICAから詳しく説明いただきますけれども、先方の外務省や人事当局も加わることを奨励していて、二国間関係の強化という趣旨に合致した人材を選抜するとともに、その相手国の行政機関の人材育成方針とも合致した人物を選抜するようにしています。そういう方々が長期的に政府の中枢で活躍するような人材が選ばれることを期待しています。

8月の適正会議の場で、松本委員から「民間人を育てることも必要」という御指摘もいただきました。非常に重要な視点だと思います。他方で、JDSについては、予算の制約もある関係から公的セクターの人材に焦点を当てつつ取り組んでいまして、日本の企業が海外進出しやすいビジネス環境をつくる側、いわゆる行政機関側の人材育成を対象に含めていくことで対応していきたいと思っております。

また、対象国の設定については、外務省としては、先ほどの4年、8年、12年といった10年単位のスパンで継続的に実施することが大事だと思っておりますので、我が国の外交政策や国際情勢の変化を踏まえながら、長期的な視点から対象国を選定していきたいと思っております。具体的には言語の問題、あるいは行政機関の人数の規模といった前提条件はありますが、この事業が始まった当初の市場経済移行国から、また、日本企業の活動状況や「自由で開かれたインド太平洋」等の我が国の外交政策、国際情勢や地政学的な観点を総合的に勘案して、アジアを始めとするインド太平洋諸国を中心にアフリカ、中米にも対象国を拡大しているのが現状です。

JDSの効果の評価は、JICA主導で行っている開発効果の観点からの評価はも

もちろんですが、外交的な観点からも評価が大事だと思っています。例えばJDSの卒業生が帰国後に二国間や国際場で日本の外交政策に協力・貢献しているかというのに注目もしています。

お配りの資料のところで、高位のポストを占めているJDSの留学生を例示して書いてあります。例えばウズベキスタンで財務副大臣、カンボジアで長官をなされているという方々もいますけれども、こういう高位の人たちだけではなくて、局長級とか課長級とか担当官のレベルでも多数、帰国留学生がいて、全般的に役職率も2014年に比べて2019年度は上昇しています。

留学生が、こういった場面で二国間関係に寄与してくれたのかという例示としてですけれども、例えば先般のCOP26で、キルギスの代表がこのJDS帰国生でした。COP26の交渉の現場で日本代表団とコミュニケーションが非常にうまく進みまして、その結果、首脳同士の立ち話が実現するなど、両国間で共働することができました。また、これは筑波大学に留学していたモンゴルのJDS生ですけれども、帰国後に筑波大学とウランバートルの市役所との間で協力の覚書に締結をしたという事例もございました。

帰国留学生と大使館は個別に継続的に連絡を取るようになっています、その数が多くなってきたタジキスタンやバングラデシュ、モンゴルでは「JDS同窓会」というものが形成されています。

また、このような効果が持続するために、入学生の選抜の段階から大使館が積極的に関わるとか、帰国後に留学生同窓会がちゃんと開かれて、色々な行事に招いて日本との繋がりを維持し続けるという努力は、実績的にもやはり重要だと認識しています。

今後の課題ですけれども、途上国の行政官の留学の受け入れ、これは欧米はもちろん、中国とかも積極的に行っていて、現地からは、途上国において優秀な若手行政官の奪い合いが発生しているという声も聞きます。優秀な行政官は知名度の高い英語圏での大学を選考する傾向がありまして、欧米以外ではオーストラリアの人気の高いです。例えば支給される奨学金、これはJDSの場合は年間約180万円、12か月で割りますと月15万円程度であるのに対し、オーストラリアは年間約300万円、月平均で割りますと25万円であるなど、待遇面でもJDSよりかなり良い条件になっています。

また、中国は年間に支給される奨学金の金額自体はJDSよりも少ないです。年間約60万円です。ただ、学位を取得するコースのうち7割は英語ではなくて中国語で学位を取得するコースとしていて、かつ2年間の中国語研修プログラムを組み込んでいます。従って、これは学位取得だけではなくて、中国語も習得させるという特徴があります。

こういった中で、JDSは予算面での制約から、資金面での待遇を著しく向上させるというのは難しいと思うのですけれども、他方で、今後いかに各国の行政官を引き

つけていけるかという日本なりの魅力的なプログラムを如何に磨いていくかということは重要であると考えており、この点をぜひJICAや先方政府とも協議しつつ検討していきたいと思っておりますが、本日、ぜひ委員の皆様からも御助言やアイデア等をいただければありがたいと思っております。

私からは以上です。

- 説明者 私はJICA資金協力業務部実施監理第二課の三浦と申します。私のほうからは募集選考する枠の全体の流れと、あと、開発課題の解決に貢献した事例を紹介できればと考えております。資料3を御参照いただけますでしょうか。

受け入れ計画に際しましては、4期まとめて計画を策定しておりまして、相手国の中長期的な開発戦略ですとか、人材育成の政策、あとは日本のその国に対する国別開発協力方針に基づきまして、外交戦略等も踏まえて受け入れ計画を策定しまして、重点分野、そして、それに対応する受け入れ大学を固定する形で継続的に4期まとめて受け入れを実施しております。

対象分野としましては、行政、法律、経済など社会科学系を中心としておりますけれども、その国のニーズに基づきまして、工学系の分野も受け入れております。

日本における本邦大学の選定ですけれども、協力準備調査を4年に1回実施しておりますが、その調査の前に、私どものホームページでJDSの事業の目的、受け入れ国で想定されます分野を抽出して公募しております。そして、各大学のほうから、その分野に対します指導内容等を提案書という形で御提出いただいております。

当然、JDSの事業を実施する上で、英語で御指導していただく、学位取得が可能であるということ、そして、JDSの募集選考のスケジュールへの御協力は可能であるということ、帰国生のフォローアップ、セミナーの対応は可能であるといったことを条件に、私どもJICAのほうで事前に審査をいたしまして、協力準備調査において先方政府と協議をして、重点分野ごとに受け入れ大学を決定しております。

新規にJDS事業に関心を示してくださる大学に対しても、事業目的ですとか概要、そして、各大学様に期待する内容について個別に御説明しております。

2021年度までに受け入れ実績のある大学は48大学となっております。

選考のプロセスに関しましては、既に御説明がありましたとおりですけれども、受け入れ大学によりましてアカデミックな観点で書類選考、面接試験をしていただきました後、現地の実施機関、現地政府と日本側としましては大使館、我々JICA事務所にて構成されます運営委員会のメンバーの皆様によって最終審査、そして、最終的に候補者の承認を行っております。

アカデミックな観点での選考に加えまして、運営委員会の皆様には、日本側と相手国双方で選考することによって、日本側の関心にも合致し、かつ将来の指導者になることが期待される優秀な若手行政官の確保を目指しております。

また、来日前にJDS留学生としての意識醸成をしていただくという目的で、来日前にオリエンテーション、事前研修を実施しておりまして、日本語研修ですとか、日本に関する講義を実施しています。

続きまして、来日中ですけれども、我々のほうではJDS事業の目的に鑑みまして、付加価値の提供ということ意識しております。大きく2点ございます。

1点目は、JICA開発大学院連携ということで、お手元の資料を御参照いただければと存じますけれども、これまで日本の開発の経験、日本の近代化の経験ですとか、戦後のドナーとしての知見、これを英語で学ぶプログラムを提供しております。それによりましてアカデミックな教育だけではなくて、日本を体系的に理解いただくことで、日本に対する親近感、信頼感を醸成していただくとともに、帰国後、母国の発展に効果的に役立ててもらいたいことを狙いとしております。記載しておりますとおり、個別に御協力いただける大学様と実施しておりますプログラムのほかに、共通プログラムということで日本理解プログラムというものを実施しておりまして、これにはJDS生も参加しております。

来日中に力を入れている点としてもう一つは、ネットワーク構築の機会の提供ということでございます。

1点目は、日本の行政官の皆様との交流ということで、年に1回、行政官交流会を実施しております。意見交換の場を設けております。

また、それとは別に、法務省、経済産業省、国土交通省においては、各省で政策に係る講義ですとか、意見交換の場を設けてくださっておりまして、分野ごとに日本の行政官の方とのネットワークを創出するような機会を設けていただいています。

続きまして、JDS生同士のつながりということで、大学横断的に実施しております集合研修というのがございます。あとは大学のほうで既存の修士課程プログラムとは別に、地方自治体等へのインターンシップですとか、国内外での学会、セミナー参加のための特別プログラムというものも実施しておりまして、国内外の専門分野の人脈形成を促進しています。

帰国後につきましては、帰国生とのつながり、維持発展ということで、大きく3点実施しております。

まず1点目は、報告会を実施しておりまして、これには所属機関の高位の方も参加していただきますし、その国のJDS同窓生の方も参加いただきます。加えて、現地日系企業にも御参加いただきまして、その国の中において、縦横のネットワークを強化するという意識しております。

また、アカデミックな観点ということで日本の先生に現地に渡航いただきまして、その専門分野の最新の状況についてもセミナー等で御協力いただく機会も設けております。

3点目、帰国生の現況調査ということで年に1度、エージェントを通じまして帰国

生が今どのような活躍されているのかということ进行调查しております。帰国後も重要な外交関係の強化及び開発課題の解決に貢献していただくということを意識しておりまして、帰国生の方がどういった状況になるのかということ、まずヒアリングで確認した上で、日本側関係者だけではなく相手国の皆様にもそれを共有することで、帰国生の方がきちんとその国において活躍いただけるような人材の活用を促すことを意識しております。

続きまして、開発課題への貢献になります。資料4に一部記載がございますけれども、これはJICAのほうで4年に1度、定期的にJDS事業の効果検証について調査を実施しております。最新では2019年度に調査を実施しておりまして、左側に資料をおつけしておりますけれども、学位取得率を提示しております。こちらを御覧いただけるかと存じますけれども、全体としては95.9～100%ということで、かなり高い水準を維持しております。

時間の関係で、開発課題の具体的な貢献の事例のみ、最後に2点御紹介できればと存じます。

まず1点目は、ベトナムになりますけれども、計画投資省副大臣の方が帰国生で、その方が経済特区管理局の局長でいらっしゃったときに、日越共同イニシアティブのメンバーとして御活躍されまして、日本企業との協働ですとか、日本企業のベトナムへの投資促進の支援に御貢献いただきました。

もう一つの事例はラオスでございますけれども、帰国生が最高裁判所副長官でいらっしゃるのでございますけれども、その方のリードの下、JDSの帰国生が司法省ですとか、最高裁判所、高等人民建設院等に多数在籍しておりまして、それらの皆様がグループになって、2012年の民事訴訟法の改正、そして、その再改正に向けて動きを進めてくださっています。

このように、各方面で活躍されておられる人材を輩出しておりまして、よい成果が現れてきておりますけれども、さらに我々としては帰国後のフォローアップの強化に向けて、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

御静聴ありがとうございました。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

それでは、説明者からの説明について御質問・御意見があれば、発言をお願いいたします。

西田委員、どうぞ。

○ 西田委員 ありがとうございます。

とても重要な計画で、毎回の案を見ていると、これまで包括的なものが見えなかったので大変感謝いたします。今まであまりほかの資料で見ることがなかったので、ぜ

ひこれは大きく宣伝されてもいいのではないかなと思った次第です。

2～3点、質問をさせてください。

中国とインドネシアは卒業国という扱いで、かなり早い時点から人材を送っていないということなのですけれども、これは何か特殊な事情があったというようなことなのか、先方がそういう意向だったのか、卒業国の要件みたいなものがあるのであれば教えていただきたいなと思いました。

2点目ですけれども、先ほど松本委員から民間人についての話がありましたけれども、多分この枠組みだけではなくて、政府としてはかなり色々な人材交流、民間人というたとえばA B Eイニシアティブなどもそうなのかなと思うのですけれども、類似の枠組みがあれば、短期のものを含めて、こんなものもありますよというのを教えていただくと、全体像が見えやすくなるかなと思いましたので、教えていただければと思いました。

3点目は、これはフォローアップも頑張っていらっしゃると思うのですけれども、難しくありませんか。今どこにいるぐらいは把握できると思うのですけれども、その人たちをどのように日本とつなぎとめていくかというのが、多分一番難しいのではないかなというのが率直な感想です。私も実はアメリカの国務省のプログラムに参加していて、今もしつこく連絡をくれるのですけれども、なかなかそこにエンゲージしていくという機会がないのです。

一方で、向こうはかなり色々なクリエイティブなプログラムを用意してくれていて、例えばある社会問題の解決のために、皆さんが協力して何かプロジェクトを立てるのであれば、国務省はそれを金銭的に支援しますよというようなこともやっていて、これはすごく面白いスキームで、特に途上国の方々は問題意識のすごく高い人が多いので、アメリカだけではないと思うのですけれども、ほかの国のフォローアップスキームから学びを得ることができるのではないかなと思いました。3点目はコメントになります。

○ 弓削座長 それでは、3点あったので、一度ここで説明者の方からのお答えをお願いいたします。

○ 山崎課長 ありがとうございます。

私のほうからは西田委員の1点目と2点目を簡単にお答えします。

中国とインドネシアが、JDSを止めたのは、このスキームでやるニーズ、向こうからの要望が出てなくなったということでございます。卒業国の要件がありますかということをお照会いただきましたけれども、特に私どもでここがクライテリアなので卒業扱いにしますということはやっていません。

A B Eイニシアティブというか民間人の話ですけれども、確かにJDS自体は公的

セクター対象なのですけれども、おっしゃったように民間人を呼んでくる枠組みとして、今、私どもがJICAと一緒にやっているのはABEイニシアティブです。これは技術協力の枠組みで、アフリカの民間を含む若者を日本に招いて、修士号を取って日本企業でインターンする。目的は日本とアフリカとの間の産業の架け橋になってもらう。実際に実績が出ているという取組でございますので、技術協力の前例としてはそういうものがございます。民間人を招聘していく枠組み、これは民間ベースでやるべきではないかという議論はもちろんあるのですけれども、そういうニーズに応じて、今後必要があれば、検討していくということなのだと思います。

無償資金協力でやるこのJDSについては相手国政府に供与する無償の枠組みでございますので、あくまでも政府を対象にと考えております。

- 説明者 3点目のフォローアップに関しましては、なかなか難しい点は正直あるのですけれども、JDSに関しましては、募集する対象機関がある程度固定されておりますので、そういう意味ではフォローアップがしやすいかなと思っているのが1点です。

あとは、帰国生の方にも同窓会等にも参加いただいた上で基調講演をしていただくとか、積極的なアクターとして活躍していただくことを我々は意識しておりまして、そういった形でのつながりを丁寧に続けていくことしかないかなと思っているところです。

- 弓削座長 宮本委員、お願いします。

- 宮本委員 私からは2点、提案に近いものです。

まず、JDSに関しては、外務省さんは非常にきめ細かくやられているというのは今日実感させていただきました。

ただ一方で、日本がJDSの留学生を選ぶというような立場から、今はもう選んでもらうという状況になりつつあるのではないかなというのも御説明を通じて感じたのですけれども、そういう中で、実際にこういう方々を受け入れる大学側の姿勢というか、熱意というのはどうなっているのかなというのがちょっと見えてこなかった。

弓削座長、松本委員を前に恐縮なのですけれども、やはり日本の大学も少子高齢化を含めて、色々大変になってくるのではないかなと、そういう中で、この21か国の本当に優秀な方々が、逆に日本に来ていただくというような姿勢がやはりぜひ欲しいなと思いました。例えばなのですけれども、本当にやる気のある大学がそれぞれの研究領域で、21か国の中からこういう国と是非研究を深めていきたいというのではないのでしょうか。今はオンラインもできる時代ですから、大学側がJDSのほうにリバーシピッチ（最近民間ではよくやるのですが、スタートアップ企業などと連携するときに、スタートアップ企業にピッチをしてもらうのではなくて、大きいほうがピッチ

をして、こういうニーズがあるのだけれどもとってやる手法です)等を取り入れ、こういった形で大学側の改革を含めて連携していただくというのではないかなというのが1点です。

2点目は、確かにABEイニシアティブは民間なのですが、1人当たり年間400万円以上支給されているという話も伺ったことがあるのです。JDSが年間80万円ですから、先ほど金額的には無理だというお話もありましたが、例えば200万円、年間300人、掛けることの6億円、これは植野局長の1000億円の内数からお願いするのか、あるいは文科省との連携で何とか捻出していくのか、検討してもいいのではないのでしょうか。やはり優秀な方に日本のファンになっていただくクリティカルマスは、本当に日本にとってもクリティカルになってくるのではないかなと、思っている次第です。

私からは以上です。

○ 弓削座長 それでは、2ついただいたので、この時点で説明者のほうにお答えいただきたいと思いますが、よろしいですか。

○ 説明者 1点目の日本の大学についての御助言、ありがとうございました。御参考までにお伝えしますと、ぜひJDSを受け入れたいという大学は増えておりまして、2021年度には新たに7大学が参画くださっております。先ほどもお伝えしましたとおり、学位の取得率がかなり高いということで、ぜひ受け入れたいということで、各大学様からは御提案をいただいているような状況でございます。

日本の大学の特徴を各途上国の皆さんによく知っていただくという場面については、ぜひそういった機会が設けられれば、途上国の皆さんにとっても全ての大学の特徴をなかなか理解できておりませんので、そういった機会が今後設けられるか、少し検討してみたいと思いました。貴重な御意見をありがとうございます。

○ 山崎課長 2点目のABEイニシアティブ等の話ですけれども、先ほど私はABEイニシアティブの年間の経費の金額が手元になかったのですけれども、滞在費の金額の多寡で寄ってくるというよりは、むしろ中身をちゃんと充実させるのが大事かなと思っています。そのための取組として、JICAの大学院連携で日本の開発の経験とかを併せて学ぶことができますよというのが、結構人を引きつける点でもあると思うので、その中身の点で、もし本当にお金が足りなければ局長にお願いするかもしれませんが、多分そうではないと思うので、そこは現場のニーズを見ながらと思っています。

仕組みとしては、4年に1回見直す開発協力準備調査を打ってニーズを確かめて、どこのコースとか、どの分野とかというのを詰めていく作業になりますので、そこで

丁寧に組み立てながら考えていきたいと思っています。

以上です。

- 安藤部長 補足させていただきます。コストのところですが、A B Eイニシアティブ、J D S、それから、文科省がやっている留学制度において、留学される方へ支払われる手当というか、生活面の処遇というのは基本的に同じように統一していることがございます。1件当たりにかかるコストのご指摘は、例えば民間企業でのインターンとか、そういうことにかかっている、若干、事業単価が上がっているのだろうという認識でおりますので、一応念のため。
- 宮本委員 ありがとうございます。
- 弓削座長 それでは、松本委員、どうぞ。
- 松本委員 ありがとうございます。このJ D S受け入れ大学に加わっていない大学の関係者なので、非常に居場所がないのですけれども。先ほどおっしゃっていただいたように、政府に入った人ということについては、かなり力を入れているけれども、民間の方はという意見、コメントをさせていただいたのですが、いただいた資料1の表の読み方としては、所属者数というのは恐らく次のページの一番右の実績合計の中で、これは年度が違いますが、この中で政府機関に所属している人がどのぐらいで、その中の何%がこういう役職だという表の読み方でよいと考えると、これを引き算しますと、役所や政府機関として所属しているのは5～6割という気がしました。もちろん年が違うので、2019年で切るとどうなるのかは計算していませんけれども、そのぐらいなのかなと思いました。

つまり現実的にいくと、4割程度は政府機関に所属していないことになるので、一つは、その人たちが何をしているのかということについて、やはり時々やられている評価の中で追いかけていただく。先ほどの西田委員のおっしゃるような難しいということは百も承知で、政府に言ってくれと、どこにコンタクトするかは分かりますけれども、雲散霧消した人たちを追いかけるのは結構大変なのは全くそのとおりなのですが、ただ、現実的には、実を言うと政府機関以外にも人材を輩出している可能性があるとするならば、やはりそれは追っていったほうがいいのではないかなと思うのが1点目です。

2点目は、やはり人文系の学部で教えていると「役職の数字だけで評価をする」ということに若干寂しさがあって、もう少し質的なフォローアップはできないのだろうか。難しいことはこれも百も承知なのですが、つまり先ほど田辺委員などがおっしゃったように競争があると、競争がある中で、やはり日本で学ぶのは何が違うのだろうか

かということを外務省はもちろん、我々大学の側も実は結構そこは考えているわけです。

要するに学生たちが最初は第1志望じゃなかったけれども、こういう大学で勉強したせいで、すごい学びが多かったというのは一体何かというところこそ、金額競争で勝てなくなってきた日本の中で重視すべき点だと思うので、今後その評価をされる場合に、もう1点は、こうした統計的なものだけではなくて質的に、やはり日本で学んだということが、欧米で学んだことと何が違うのだろうかということを少し落とし込むことによって、比較優位を見つけられるのではないかなと思ったのが2点目です。

3点目は、政府の機関に入られて、しかも非常に高い役職につくということを考えると、結局留学は人脈だよねということになってしまうと思うのです。でも、そこを狙うのか、それとも、別のものを狙うのか。例えばここに書いてある大学一覧とかを見ると、例えば日本の霞が関の若手の人たちが留学して人脈をつくる場合とはちょっと違うと思うのです。そうなってくると、日本で学んでどういう場があるといいのかというところが、先ほどの質的な調査にも関係するのですけれども、出てくるかなと思いました。

したがいまして、西田委員がおっしゃったように、私はこの目的から考えると非常に成果も上がっているし、非常にしっかりとワークされていると思うのですが、一方で、先ほど山崎課長がおっしゃったような今後の課題を考えた場合、もう少し質的な部分、それから、政府でないところに行った人たちというものに目を向けて評価、フォローアップをされると、より意味があるのではないかなと思ってお話を聞かせていただきました。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、3点のポイントをいただきましたので、説明者からの御返答をお願いいたします。

○ 山崎課長 まず、1点目の政府外の人たち、おっしゃるように最初に政府に所属していた人が留学後に、例えば地方に出たとか、あるいはまた別の組織に行ったというのは多々あります。それは中央機関の場合もあるし、また、大学に出られたりとか、フィリピンなどは行政機関と民間の間の人材交流も非常に活発なので、そういう意味で、政府外にいる率というのは国によって随分違います。

とは言いながらも、もっとJDS、留学生ということで同窓会を組んでネットワークを作り続ける努力というのは、まさに大学の卒業生をトレースしていく努力と通じるところがあると思いますけれども、やり続けられないといけないし、やるからこそ、私もは外交の場面で色々助けてもらえるものもあります。例えば内政がなかなか見え

ないなというときに、どこの国とは言いませんけれども、実は内情・内政とかをこっそり教えてもらったりとかする場面もあれば、また、日本との協力案件で免税とかの措置がなかなか取れないときに、こうやったらいいよとアドバイスをいただいたりとかいうのはあるので、そういう幅を広げていく。やはり関心ある人がつながってってくれるので、そこを繋ぎ止めていくのが重要であると考えています。

- 説明者 2点目、欧米との違いをどう打ち出していくかというところを意識しております。日本で学ぶことのメリット、先ほどお伝えしました中での1点目です。JICA開発大学認定等も関わってくるかなと思いますけれども、日本自体がどのように発展していったのか、どういった工夫があったのかというところを共有していくというところは欧米にはない、日本だからこそできることかなと思っています。

もう1点は、やはり人脈、人のつながりをどのようにつくっていくかということが重要だと考えておまして、学位の取得だけではなくて、それ以外の部分で日本の行政官の皆様とつながっていくような形、帰国後もその人脈が続くような形、そのきっかけをつくっていくということがJDS事業の意義かなと思っていますので、その点は今後も強化していきたいと思っています。

- 山崎課長 3点目の人脈をつくる場も先ほどの答えと一緒にしてしまうのですがけれども、やはり私も大使館に出ていたときにそうですけれども、少しでも日本に縁のある人とつながっていった人脈をつくっていくというのが大使館の活動の基本ですし、また、JICA事務所では、次の新しいプロジェクトやるときに、日本とつながりのある人たちと調整していくと随分案件もやりやすくなっていく。そういうきっかけを捉えてそういう人たちとつながっていく努力をしていくという地道な努力が我々は大事なかなと思っています。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。

松本委員、どうぞ。

- 松本委員 今、私は国際開発学会の理事として人材育成委員長をやっていて、まさに今おっしゃったように、なぜアメリカやイギリスで開発を学ぶのではなくて、日本で開発を学ぶのかというのは、我々研究者側も突きつけられていることなので、ぜひそういう学会とも連携をしていただければと思います。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。

ちょっと私から一言。先ほどほかの国の奨学金との競争だというお話があって、また、今の松本委員のコメントの日本で学ぶことの意義、魅力、メリットとも関係する

ことです。日本から帰国後の報告会ですとか、帰国生のネットワーキングセミナーというのがあると今理解したのですけれども、そういうところに次のJDS候補者、または2年後の候補者も参加できれば。つまり帰国生だけで一緒にネットワークするのに加えて、そういうところに次のJDS候補者を招待して、直接帰ってきた人から日本の留学についての話を聞ければ、多分説得力もあり、日本への留学の魅力の本当の理解ができるのではないかと思うのです。

そのような次のJDS候補者となりえる方たちは、今、帰国生のネットワークですとか、報告会に出席していますか。そうであればどのぐらい出席しているのか。あとは、そういうような場を使って、より意識的に営業活動をフォローアップと一緒に形でやることも考えられるかどうかについても教えていただければと思います。

- 説明者 帰国報告会に関しまして、所属先の方も含めて一部入っていただいておりますので、そこに候補者となり得る方も入っております。具体的に今、どれぐらいの割合かというのを示す情報が手元になく、お伝えが難しいのですけれども、今、お話しくださいましたとおり、帰国者の方が今まで御説明されるところに候補者の方が本当に入っていただけるような募集活動の一環にもなるかなと思いましたが、少しその連携をうまくできればと今御助言をいただきまして思った次第です。多少、今も取り組んでおりますけれども、引き続き強化していきたいと思っております。ありがとうございます。
- 山崎課長 実際に同じ所属機関で、4～5年前にJDSとして留学生で戻ってきたという人から声をかけられて、興味を持ってアプラインしたという人もいるというのは聞いたことはあります。
以上です。
- 弓削座長 どうもありがとうございます。
時間もかなり押していますので、この案件についてはよろしいですか。

(2) JICA が管理する無償資金協力支払前資金にかかる改善策

- 弓削座長 それでは、最後の案件ですが、10月20日の財政制度等審議会での議論を受けて、11月25日に外務省が報道発表した「JICAが管理する無償資金協力支払前資金に係る改善策」についてです。事務局から委員の皆様へ御連絡がありまして、本日議題として扱わせていただきます。まずは外務省から説明をお願いいたします。

- 山崎課長 この無償資金協力支払前資金について御説明します。10月20日に財政制度等審議会でも議論されたこの無償資金協力支払資金の問題について、11月25日に外務省としての改善策を発表いたしましたので、本日説明いたします。

まず、お手元の資料の1枚目を御覧ください。JICAが実施するODAの無償資金協力の資金、これは外務省からJICAに交付されて、JICAが事業の進捗に合わせて相手政府に支払うまでの間、JICAが案件ごとに管理することになっています。これを支払前資金と呼んでいます。このいわゆる支払前資金の総額が2020年度末時点で約1960億円に達していることについて、10月20日の財務省の審議会で御指摘がございました。

御案内のとおり、無償資金協力の案件は単年度で終了するものは少なく、多くの案件は年度をまたいで実施されることが想定されていますので、一定程度の資金をJICAが年度をまたいで管理するという事は、予め想定されているものです。実際に、その1960億円のうち全体の約6割、約1215億円は当初想定された事業期間内の案件のための資金に当たります。

他方で、この1960億円のうち4割、約744億円は、新型コロナとか政情不安、相手国の手続遅延等、途上国を現場とするがゆえに各種事情により事業の遅れが生じて、想定された期間を超えている案件、このための資金でございまして。これについては外務省としても強い問題意識を持っています。

遅れが見られる案件の約8割は工事が完了済みで最終瑕疵検査待ちの案件、もしくは終了に向けて進行中の案件です。途中で中断してしまっている案件というのはごくわずかでございます。

外務省としては、事業の遅れによる支払前資金の長期滞留を削減するために、財務省の審議会の指摘や外部の有識者の方々からいただいた意見を踏まえながら、11月25日にこの改善策を発表いたしました。これはお手元の資料2枚目でございます。

この改善策の中身ですけれども、まず第1に、閣議決定の翌年度末までに、政府間の交換公文（E/N）及びJICAと被援助国政府の間の贈与契約（G/A）を結べない案件、または中断が長期化する等して閣議決定から5年間が経過していて、かつ具体的な案件終了の見通しが立っていない案件、これは原則として打ち切りを検討して、被援助国政府との協議を行います。

また、贈与契約（G/A）が定める資金供与期限を迎えた案件につきましては、期限の延長の可否を厳格に審査して、案件の打ち切り及び国庫返納の可能性も含めて検討します。

こういった改善策は、今後新たに実施する案件だけではなくて、現在実施中の案件にも適用して、全ての実施中の案件について網羅的な点検を行います。

また、今後は案件の実施の前に、こうした新しい方針について、被援助国政府に書

面で説明をして理解を得ることにします。

以上の改善策を執ることによって、事業の遅れにより生じたJICAが管理する支払前資金を、まずは100億円規模で減らすことを目指したいと考えています。

また、現在実施中の案件は、相手国政府との合意に基づいて行っている案件ですし、また、案件ごとに様々な事情や背景があるので、中止の是非を判断するに当たっては案件ごとの個別具体的な事情に基づく検討を十分に行いたいと思っています。

その上で、仮に中止の方針になった場合には、相手国政府と丁寧な協議を行って、中止の判断につき理解を得た上で案件の中止、国庫返納を行うことといたします。

さらにこの改善策をとることによって、我が方の関係者が緊張感を持つのはもちろんですけれども、相手国政府の関係者にもプロジェクトの迅速かつ円滑な実施について、より一層の問題意識を持ってもらって、無償資金協力の効果的・効率的な実施につなげていきたいと思っています。

説明は以上でございます。委員の方からの御意見・御質問をいただければ幸いです。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

それでは、説明者からの説明について御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

田辺委員、どうぞ。

○ 田辺委員 2ページ目の一定期間が経過した案件への対応方針のア、イ、ウの、いずれも文の最後が先方政府と協議を行うということになっているのですが、例えばアに関しては契約を結ぶ前なので、閣議決定となって契約を結ぶ前ということなので、もちろん相手国の理解というのは重要なのですが、相手国と協議を行うという表現のものなのかというのが若干気になったので改めて伺いたい。

イとウに関しても、契約上で日本政府が行える権限というか履行できるものとするならば、協議を行って理解を得ることはもちろんなのですが、契約上の行使できる権限なのであれば、協議を行った上でどうするというのがあるのではないかという気がしたので、その辺りを御説明いただければと思います。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、説明者からお答えをお願いいたします。

○ 山崎課長 まず、1点目の交換公文を結ぶ前の案件ではないかという御指摘で、協議というのはちょっと強いのではないかというお話ですけれども、私どもはやはり案件を作って閣議決定をする段に至るまで、多くの調整を先方政府とやって、この無償資金協力の案件を一緒につくって行って、無償の資金を供与することを前提にした議論

を沢山積み重ねています。

その後、交換公文（E/N）を結ぶとか、贈与契約（G/A）を結ぶことについて、基本的には相手国政府は協力的なのです。他方で、免税措置の技術的な課題がなかなかクリアできないとか、あるいは相手国の意思決定、例えば国会を通さなければいけないとか、そういう問題があって遅れている場合というのがよく見られますので、基本的に相手国政府が連携して問題解決に取り組んでくれているので、ちゃんとそこは協議をして「中止なら中止」という結論を協議の上で出さないと、なかなかそこは信頼関係が維持していくのも難しいかなと思っています。

あと、2つ目のイとウのところ、契約上、何らかの権限等を行使できないかという話ですけれども。国と国との間の交換公文（E/N）、国際約束として一定金額の資金を無償で相手国政府に供与しますと約束をしておりますので、その国際約束を相手国政府が分かったと、この案件はこういう国際約束があるけれども、中止ということで合意をしましょうと納得しないといけない世界でございます。なので、一方的に日本が駄目だよといって国庫返納するのだと突き進める世界ではございませんので、そこは国際約束の縛りをちゃんと丁寧に説いていかなければいけないと考えております。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

今の点と関連するので私のほうからよろしいですか。「今後の改善策」の上のところ、まずは100億円規模で減らすことを目指すということで、その後、残りに取り組むということだと思っておりますけれども、各案件について、相手国政府と協議して、それからどうするかが決まるということを見ると、タイムフレームとしてはどのぐらいの期間で最初の100億円を減らすことができるのか。残りについてはどのぐらいの期間がかかるのかということについて。

それから、こうなりましたということで進捗状況の御説明をどこかの時点でなさるおつもりなのか。もしそうであれば、どのようにそのタイミングを考えていらっしゃるのかというのがタイムフレームに関してのいくつかの質問です。

もう一つは、ア、イ、ウという3つがありますが、幾つぐらいの案件が、このア、イ、ウに当てはまるのかということも、もし分かれば教えていただければと思います。

○ 山崎課長 まず、1つ目のタイムフレームですけれども、正直申しますと、今具体的な時期を申し上げるのは難しいです。他方で、今やっていることは現在実施中の無償の案件が約300件ありますけれども、それを個々個別の事業を精査しているところでございます。実際に中止、または中止の上で国庫返納しますという方向になれば、案件ごとに相手国政府とか、あるいは受注企業との間で協議して必要な手続を行っていくことになるのですけれども、やはりそのタイムフレームはなかなか読めないの

で、今の時点では具体的に時期を申し上げるのは難しい状況でございます。

2点目の、こうなりました、どこかの時点を出すのかというのは、まだそこまで頭が追いついていません。11月25日に改善策を発表して、今案件を見ていますので、そこをきれいにしないと、出口をどうしますというのはちょっとまだ、今後検討したいと思います。

- 弓削座長 ア、イ、ウについても、まだ数は今は分からないですかね。
- 山崎課長 そうです。数も一個一個見てからなので、すみません。まだ現時点では言えません。
- 弓削座長 ちょっと先走ってしまいましてすみません。ありがとうございます。
宮本委員、どうぞ。
- 宮本委員 財務省ご指摘の「度が過ぎる」ところがあるという金額なのですが、配布資料には「744億円」と書いていて、この右下のほうに「2割中断中」となっています。私の理解力が不足しているのですけれども、今回のレビューの結果、各委員から出た「度が過ぎる」ところがあるという金額は幾らなのというところがちょっとよく分からなかったのです。件数も102件、744億と書いてありますが、「度が過ぎる」ところの金額と件数をスペシフィックに教えていただきたいという質問です。
- 山崎課長 その点については、この審議会は財務省が説明して委員の皆様の反応から取ったものでございまして、そこでは、私どもが理解しているのは、「度が過ぎる」と言っている金額は2020年度末の1960億円のことを委員の皆様は念頭に置いて御発言されたと理解しています。
ただ、実際には、ここの背景のところに書いてあるとおり、金額としてはちょっと、1960億円は正確ではないので、そこはちょっと事実関係が違うかなと思います。
- 宮本委員 ということは、744億円が「度が過ぎる」という了解でよろしいでしょうか。
- 山崎課長 違います。財務省の審議会の方々が言っていたのは、この744億円が「度が過ぎる」ではなくて、1960億円が「度が過ぎる」といったと認識しています。
- 植野局長 財務省の財政制度等審議会で議論されたときには、この744と1215という内訳は全然出ていなくて、これは我々が、その後にくら何でも1960億円

という数字だけ出すのは「度が過ぎる」と、むしろ反論するためにつくった資料で、私の理解では財政制度等審議会に財務省がお出しになった資料というか説明は単純に、ですから、この2020年度末というのは、要するに2021年3月31日の時点で、JICAの中にまだ支払われないままJICAが持っている資金が1960億円もあって、これが無償資金協力の予算は先ほど申したように1600億円しかないのに、1年度の予算を上回る額がJICAに残っているのはけしからんという、ある種議論だったわけです。

我々は別にそこの場に呼んでもらったわけでも、反論の機会を与えてもらったわけでもないで、まさにこうやって外務省としての資料をつくって、財政制度等審議会の先生に直接反論するわけではないですけども、この適正会議も含めて関係者の皆様に、実態はこうですよという御説明をしている。

- 宮本委員 了解しました。全て説明がつくという了解でよろしいわけですよ。

- 植野局長 説明がつくというよりも、この資料でいうと744については、我々も若干問題があるとは思っていますと、ただ、外務省の立場から言うと、そもそも相手のある話だし、それから、コロナとか、政情不安とか、いかんともしがたい要因、特にこの744も、この部分が増えたのはこの2年ぐらいなのです。つまりコロナの影響もすごく多いので、それは国内の公共事業とか、国内の色々な事業でも同じでしょうと、そこの説明も全くなしに、瞬間的に3月31日に1960億円も貯まっているのはけしからんというのは乱暴ではないですかというのがまず一つです。

お前らは全く問題ないと思っているのかと、開き直れるのかというと、必ずしもそうではないので、問題はありますと、だから、問題だと認めたとところについては、先ほど申し上げたように改善策をとります。

それで、先ほどの田辺委員からの御指摘に関して、先方政府と協議を行うというのが末尾になっていますけれども、これは要するに、先ほども説明したように先方政府と協議を行わなくては、こういう最終的な措置を執れないから末尾がそうになっているだけで、実質的には原則中止を申し入れるとか、実質案件の打ち切りを申し入れるということで相当強い。

今までも実はやってきてはいるのですけれども、今までこういうことを申し入れると、先方から、いやいやちょっと待ってよと、問題になっているところは改善するからとか、色々なこと言われて、もうちょっと様子を見るかといって、言い方は悪いですけども、かなり期間が延びてしまったような案件もあるのを、今回はまさにこういう御指摘もあって、それでは、やはり国内の納税者の方の理解を得られないから、一定程度の目安の期間をつくって、その期間を超えたら、基本は中止だとか、打ち切りを申し入れる、本当に向こうの説明が納得できる、もうちょっと待てば、本当に事

態が改善するのであれば、それはまさに個別具体的に相談しましょうというのが今、我々の状態でございます。

○ 弓削座長 よろしいですか。

松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 手短に、1つ目はまさに今、納税者、国民の理解とおっしゃったのですけれども、この説明についてほとんど記事を見なくて、つまりこのことを記者、あるいは財政審に関わった人たちに対して説明になったか、あるいは理解が得られているかということについてです。

2点目は、今、植野局長がおっしゃったような申し入れを強くする感じであるということであれば理解できるのですが、例えばこれが債務負担行為というか、やばそうになったから債務負担行為で遅れているのではなくて、とりあえずこれは多年度予算にしておこうみたいにして、こういう事態にならないようにするというようなことになったりしないのかなということちょっと邪推しているところでもあるのですけれども、それが2点目です。

○ 植野局長 1点目は、これは我々が財政制度等審議会で委員の先生を一人一人回ってこの御説明をしたわけではないのですけれども、実態としては、最初に10月20日に財政制度等審議会でこの話が出て、記事が出たのは財務省の担当の記者の人が、財政審のブリーフを受けて書いたわけで、我々は当然、先ほど申し上げたように、これは必ずしも事実を正確に反映していないので、実際はこうですよということは、外務省の担当の記者の人には説明をし、かつ、この11月25日にこういう改善策を執りましたということについては記者さんにも説明したし、それから、もちろん財務省にも説明しているし、それから、関係する議員の先生とかにも説明をしているので、むしろ逆に外務省がこういう措置を執ったという記事は小さいけれども、一応各紙に載ってはいるのです。

2番目は、結構この経緯に関しては、国会議員の先生方も、ちょっと財務省のやり方は乱暴ではないのかということで、無償資金協力の予算を減らすのはけしからんと言って、しっかりと応援してくれる方がたくさんいらっしゃって、結果としてどうだったのかなという感じが実はあるのですけれども、我々としては反省すべきは反省して改めますというのは、マスコミにも関係省庁にも議員の方にも説明していますし、まさに今日この場で説明しているのもそういう趣旨からであるということで、ぜひ学校でも先生に。

○ 松本委員 アクティブラーニングをさせます。

- 弓削座長 ありがとうございます。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。
ほかにコメント・御質問はありますか。よろしいですか。

- 松本委員 債務負担行為にしたりはしないのですか。

- 植野局長 そこは言い忘れたのですけれども、物事の本質は、やはり相手が外国で、しかも日本よりも色々な条件が悪い、先ほどのコンゴ民主共和国とかの話ではないですけれども、そういう国で日本と同じような公共事業みたいなことを行うときに、日本の予算制度をそのまま適用して本当にできるのかというところがあるので、まさに国庫債務負担行為の制度をもう少し柔軟に活用するとか、財務省との間では、まさにそこが本質だから、それを議論していきましよう。

先ほどの弓削先生の御質問にも関係するのですけれども、まずは100億円程度を目指すというのは、そこにも関係していて、相手に打ち切りを忠告したりして減らせる部分は多少ありますけれども、本質的にはやはり今言ったみたいに、外国の事業に日本の予算制度を適用するところにずれがあるので、そのところをどうやったらいいかという議論をしない限りは、これをゼロにするというのはやはり難しいですよ。そこはこれから財務省ともよく相談していきたいと思います。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。長くなりましてすみません。
よろしいですか。大変御丁寧で率直な御説明を外務省からいただきまして、本当にありがとうございました。

3 事務局からの連絡

- 弓削座長 本日最後の議題となります5つ目の議題が終わった時点で、事務局からの連絡事項について発言をお願いいたします。

- 山崎課長 連絡事項でございますけれども、次回第61回の会合については、申し合わせどおり来年2月22日に開催予定です。
今年のこの会議の目的であるODAの質と透明性の向上に多大なるお力添えをいただきまして感謝申し上げます。来年もどうぞよろしくお願いいたします。

- 弓削座長　こちらこそ多大なサポートをいただきまして、本当にどうもありがとうございました。来年もどうぞよろしく願いいたします。

それから、今日は予定の時間をかなりオーバーしてしまっていて恐縮でございます。でも、議論の内容は非常に濃いものであったと思いますし、大変有意義なものであったので、ちょっとオーバーしましたがけれども、議論はよかったなと思っております。皆様、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、第60回の「開発協力適正会議」を終了いたします。ありがとうございました。

別添 委員コメント一覧

1. カンボジア「プノンペン都洪水防御・排水改善事業」(有償資金協力)

<竹原委員>

排水施設整備においては、資料にもありますとおり、維持管理に係る作業、特に清掃も重要な要素であると思います。

容易に分解しないプラごみなどが排水溝の目詰まりの原因となり、期待された能力や効果の達成に支障となる場合もあると聞きます。

これまでの類似案件では、ごみ処理に関する地域住民への啓発活動支援などを実施されたとのことですが、効果のほどはいかがだったのでしょうか。また、本案件においても同様の活動を計画されているようですが、啓発活動のほかに、何か具体的な方策をお考えでしょうか。

<田辺委員>

- (1) 想定される非自発的住民移転の規模や主な発生理由について教えて頂きたい。
- (2) カンボジアの過去の案件では、社会モニタリングレポートの公開について、これまで相手国政府の合意が取れずに JICA ウェブサイトで公開されていない。本案件において社会モニタリングレポートを公開するよう、協力準備次調査の初期段階から相手国政府に強く働きかけをして頂きたい。

<道傳委員>

- (1) 日本が内戦後のカンボジアで和平、復興、開発にコミットした頃と比して、今日では開発協力における中国の存在感も増している。カンボジア当局からは、開発協力の分野における日本の強み、役割への期待としてはどのような声がありますでしょうか。
- (2) 日本は長年にわたりカンボジアとの二国間関係を維持・強化してきたが、野党が解党される中で行われた 2018 年の選挙では、EU やアメリカは、強権化が強まり民主主義から逸脱することへの懸念を表明し、支援を中止した事例もある。人権問題や汚職について対処するよう、日本政府はカンボジア政府に対して欧米各国とともに求めてきたが、申し入れはどのように行われているのか、ご教示ください。
- (3) 過去の類似案件の教訓として、清掃活動が不足していたことや、住民による廃棄物投棄による負の影響が指摘されています。「啓発活動についてソフトコンポーネントによる支援」の要否について検討する由ですが、具体的にどのような支援が想定されますでしょうか。啓発活動による行動変容には限界があり、廃棄物の収集・処理のスキームなども含めて検討されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

＜西田委員＞

- (1) カンボジアは近年、中国からの莫大な対外援助および投資を受け、同国の国内外での政策は大きく中国に影響されていることが懸念されています。同国の債務状況および同国の近年の開発政策の方向性について、ご教示ください。
- (2) 日・カンボジアの戦略的パートナーシップについて、東南アジア地域・国際場裏の課題でどのような連携が図られてきているのか、具体例をお知らせいただけますか。
- (3) 清掃作業や住民による廃棄物投棄の問題など、本案件では維持管理の課題が想定されていることが窺われます。これについて、「第四次プノンペン市洪水防御・排水改善計画」では対応が図られているとのことですが、その効果はどのように評価されていますか。特に、非自発的住民移転の発生を前提とし高密度の宅地化が計画されるなかで、頼ることのできる既存コミュニティは不在あるいは弱体化しているものと思います。このような状況においては、啓蒙活動を行うだけでは不十分なのではないでしょうか。

＜松本委員＞

- (1) 本計画を実施する外交的意義の一段落目の記述は、「近年」とあるものの、最も新しい記述で2013年12月である。国際場裡での協力という表現も、やや古い文脈で書かれている印象がある。ここ数年でみると最大野党の解党や市民団体への圧力など、日本政府の価値観外交（自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値観を共有する国々との関係）とは異なる側面が強く見られている。こうした状況下にあるカンボジアに対し、経済特区等があるプノンペン南西部の排水施設を整備することにはどのような外交的意義があるとお考えか伺いたい。
- (2) マスタープランを読めばわかるのかもしれないが、なぜ居住地域ではなく経済拠点であるプノンペン南西部の排水の優先度が高いのか。
- (3) 環境社会配慮力カテゴリAとなっているが、どのくらいの非自発的住民移転が想定されているのか。

＜宮本委員＞

- (1) 「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」(2014～2016年)にて策定したマスタープランにおける本事業の位置付けを説明いただきたい。
- (2) これまでの無償資金協力「プノンペン市洪水防御・排水改善計画」の第一次から第4次までの効果、課題等を説明いただきたい。
- (3) 排水ポンプ場の動力は何か。浸水・洪水時の動力源は確保できているのかを説明いただきたい。
- (4) 非自発的住民移転の発生を想定しているが、対象となる住民の数も含めてどのようなプランで進められるのかを説明いただきたい。

<弓削座長>

- (1) 期待される開発効果について:
 - ① 「浸水継続時間の短縮(最長 2 時間)」の根拠を教えてください。
 - ② セクション2.(2)の「2020 年にはプノンペン都南西部において・・・最大で 20 日間程度にわたって浸水する・・・」とありますが、「浸水継続時間の短縮(最長 2 時間)」で浸水の問題は解決されるのでしょうか。この点についてのご説明をいただければ幸いです。
- (2) 「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」にてマスタープランが 2016 年に策定されてから 5 年経っている。その間、都市開発は急速に進み、気候変動の影響による短期間強雨が増えていることを踏まえ、次の点について教えてください。
 - ① マスタープラン策定時点と現在・将来の状況・ニーズが異なる点は何か。
 - ② 現在・将来のニーズを的確に捉えることができれば、別添資料に記されているマスタープランでの優先度はどのように影響されるのか。

2. コンゴ(民)「マタディ橋道路整備計画」(無償資金協力)

<田辺委員>

- (1) 計画の背景と必要性の中で「我が国の技術移転を受けたコンゴ(民)の自助努力による良好な維持管理を継続している」と記載されているが、現況写真を見る限りとても良好な維持管理ができているとは言い難い。「良好な維持管理」と判断した根拠は何か。
- (2) 開発協力大綱では基本方針において「途上国の自発性と自助努力」を促すことを掲げている。円借款で建設した橋梁事業の補修を無償資金協力で行うことは、この基本方針から外れていないか。

<道傳委員>

コンゴでは、国内の資源と市場を統合し、地域間の接続性をもたらす投資先としての魅力を高めることも必須であるとして、インフラ整備を通じた物流機能の向上や輸送コストの低減が課題として指摘されてきた。一方で、ガバナンスや法の支配、個人の安全などの指標においてもサブサハラ地域の平均を下回るという統計もある。連結性強化にはハードのインフラ以外の課題への対応も必須と考えますが、いかがでしょうか。

<西田委員>

- (1) 外交的意義として、日本のプレゼンスを示すことの意義が示されています。ただ示すだけでは広報に終わってしまいます。具体的に、誰に対してどのような認識あるいは行動の変化を促す要素として同国でのプレゼンスの意義を強調されているのか、お知らせいただけますか。たとえば、アフリカにおける民主化及び経済開発支援において我が国が重要な役割を担う存在で

あることをアフリカ諸国や国際機関・ドナー各国に認識させ、もって我が国が主導する TICAD の次回会合への支持を獲得する一助とする、というものでしょうか。

- (2) 本案件にて橋面舗装の補修を行うマタディ橋の現在の交通量、将来の推計値をお知らせください。サハラ以内で第 2 位の都市であるキンシャサの人口や周辺交通量は今後増加が見込まれるのではないかと思います。既存橋および接続道路の交通容量は十分なのでしょう。本計画は緊急的な補修とされていますが、将来的に見込まれる需要増による交通渋滞等への対応については検討対象外ということでしょうか。

<松本委員>

本計画を実施する外交的意義として、2018 年末に平和裏に政権交代が実現したことをクローズアップしているが、コンゴ(民)の人権報告書を読む限り、2019 年以降も人権侵害は深刻である。そうした中で、幹線道路の橋の補修やアプローチ道路の生活を整備することが、経済開発だけでなく、紛争や人権侵害の助長に繋がらないか。

<宮本委員>

- (1) 従来から橋の通行料を徴収しているのか。橋改修後の通行料の収入で、維持管理費用をカバーできることは検証済みなのかまた、通行料はどのように管理されているのか・するのかについても説明いただきたい。
- (2) 橋梁の寿命はどの程度なのか。今回新設ではなく修理で対応する理由を説明いただきたい。
- (3) 2018 年の政権交代後の同国の成長阻害要因、ボトルネックは何か。開発協力時の治安・安全の確保について説明いただきたい。

<弓削座長>

- (1) マタディ橋の老朽化によって、これまで実際に起きている問題を教えて下さい。
- (2) 「補修工事が必要となった場合には外注が必要となる」とあるが、実績を十分有する外注先候補は何社あるのか教えて下さい。

3. マダガスカル「アロチャ・マンガル県河川流域保全・灌漑整備事業」(有償資金協力)

<道傳委員>

- (1) マダガスカルは、これまでどのように国際場裏で日本の立場を支持してきたのか、ご教示ください。
- (2) 「自由で開かれたインド太平洋」の実現において、マダガスカルの戦略的な位置づけについてご教示ください。

- (3) マダガスカル南部は 40 年来で最悪の干ばつに見舞われ、気候変動に起因する深刻な人道危機に瀕しているという WFP による報告もあります。今計画は干ばつ、食糧不足など差し迫った課題解決にはどのように貢献するのでしょうか。

<西田委員>

- (1) 本案件の対象地域は、主に下流域と理解しますが、土砂流出の原因となっている上流域の対策は行わなくてよいのでしょうか。本案件を通じて下流域の社会経済発展が促された結果、上流域の住民の生活状況との格差が生まれるのではないかと懸念するところ、流域全体での対応についての検討状況をお知らせください。
- (2) 本案件は広域の灌漑整備を行うことから一部の住民の移転も想定されるのではないかと考えられます。また、ラムサール条約登録湿地が含まれるとのことですが、それ以外の用地取得や人の移動についての課題やお考えをお知らせください。
- (3) 本案件では、積極的に対象地域で類似分野の支援活動を行う他の援助機関との連携を模索する旨が示されています。そのこと自体の姿勢は重要であり、実際の現地でのパートナーシップは開発効果を高めるものだと思います。他方、各機関の支援枠組みやアプローチ、優先事項など、日本の取組とは必ずしも整合しない場面もあるのかと思われるところ、本案件の実施にあたり過去の案件からの教訓がありましたら、お知らせいただけますでしょうか。

<松本委員>

マダガスカルは世銀向けの債務は GDP の 10 パーセントを超えて世界で 9 番目に多い。債務不履行に陥る恐れはないとのことだが、日本政府もこれまでマダガスカルに円借款をあまり許与していないが、同国の債務状況をどのように考えているのか伺いたい。

<宮本委員>

- (1) 2018 年のコメ生産量は 403 万トンだが、今回これに 50 万トンを加え、マダガスカル国内で 453 万トンの生産を目指す計画と考えて良いのか？コメの増産により、輸入 portion は減ると想定されるものの、この増産が農家の所得向上につながるのか、同国内のコメの価格の安定化を図るシステム・メカニズムの概要について説明いただきたい。
- (2) 無償資金協力「アロチャ湖南西地域灌漑施設改修計画」(2017 年)の評価・教訓について説明いただきたい。
- (3) 上流域の貧困と人口増加による森林荒廃を指摘しているが、上流域の人口規模はどのくらいなのか。上流域の住民に対する持続的な森林管理の参加を現場森林官が促すとあるが、具体的な啓蒙活動概要について説明いただきたい。

<弓削座長>

- (1) 期待される開発効果として「コメの増産及び住民の生活改善」と書かれているが、

- ① どの程度のコメの増産が期待されているのか。
 - ② 約何人の住民の生活がどのように改善されることが期待されているのか(収入がどの程度増えるのかを含め)。
- (2) 実施中の無償資金協力「アロチャ湖南西地域灌漑施設改修計画」から得られる教訓も活用するとあるが、現時点で適用できる教訓があれば教えて下さい。

<竹原委員>

事業規模、期待される効果など、壮大な案件であると思います。植林にあたり、適切な樹種の選定なども重要になると思いますが、具体的なお考えはありますか。また、案件の実施期間について、目標等をお聞かせください。

<田辺委員>

「灌漑区域、居住区域を含む対象地域全体がラムサール条約登録湿地に該当する」とのことだが、「現時点で環境や社会への望ましくない影響は確認されていない」と判断している理由を教えてください。